

東京都における今後の青少年教育振興の在り方について
—ユニバーサル・アプローチの視点から—
建 議

令和３年９月

東京都生涯学習審議会

目次

はじめに

第1章 青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育

1. 青少年教育の位置付けの変遷
2. 青少年教育が目指してきたもの
 - (1) 青少年教育に期待されてきた役割
 - (2) ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴
3. これからの青少年教育の対象
 - (1) 青少年の範囲をどのように設定するか
 - (2) 工業化社会の下での青少年教育の位置付け
 - (3) 「新成人期」の登場
 - (4) 「新成人期」の課題に対応した青少年教育の在り方

第2章 今後求められる青少年教育の在り方

1. ユニバーサル・アプローチを担う青少年教育
2. なぜ、ユニバーサル・アプローチが求められるのか
3. 青少年教育の手法としてのユースワークへの注目
4. これからの青少年教育に求められる役割

第3章 青少年教育の推進者とその役割

1. ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカー
2. 青少年教育の推進者
 - (1) 青少年教育・青少年援助を担うNPO関係者等をユースワーカーに
 - (2) ユースワークの一翼を担うユースソーシャルワーカーの役割
 - (3) ユースワーカーの助言者としての社会教育主事

第4章 東京都における今後の青少年教育振興の在り方

1. 青少年教育事業の現状を把握する
 - (1) 区市町村における青少年教育施策の現状
 - (2) 東京都における青少年教育施策の現状
2. 東京都における今後の青少年教育振興の考え方
 - (1) 区市町村との役割分担の考え方
 - (2) 青少年教育振興における区市町村の役割
 - (3) 東京都に求められる役割
3. 今後の青少年教育振興を充実させるための提言

おわりに

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活の在り方を一変させた。

厚生労働省と警察庁が令和3年3月16日に発表した「令和2年中における自殺の状況」によると、昭和53年の調査開始以来、小中高生の自殺者数は過去最多となったという。

この要因の正確な分析については、今後の検証を待つほかないが、コロナ禍が子供たちの成長にもたらした負の影響は計り知れない。

また、子供を家庭や地域で育てることが困難な状況になっている現状において、次代を担う子供たちを育成する役割を一手に引き受ける形になった学校教育においては、教員の疲弊感の解消が喫緊の課題となっており、学校を支えていくための施策対応が急務となっている。

このような状況の下で、次代を担う青少年が健やかに育つ環境づくりをいかにして進めていくか、その方策を示すことが今期の東京都生涯学習審議会に求められた。

現在、注目が集まっているのは、社会生活を送る上で困難を抱える青少年を対象にした「ターゲット・アプローチ」である。このアプローチは、教育以外の雇用・労働・福祉といった分野において積極的に取り組まれてきており、多様かつ複雑化する青少年のニーズに対応するために、不可欠なものとなっている。

その一方で、かつては次代を担う青少年の育成において学校教育とともに重要な役割を占めてきた青少年教育の存在感が薄くなっている。近年、青少年教育と言え、青年交流の家や青少年自然の家等、郊外にある宿泊を伴う青少年教育施設で行われる自然体験の機会提供といった狭いイメージで語られることが多くなってしまった。

高度情報化社会に入り、青年期から成人期への移行の困難さ、つまり、大人になることが困難な時代に突入したことが指摘されている。これは、全ての青少年に共通する課題であるが、今注目されているターゲット・アプローチの視点は、何らかの社会的課題を抱えている青少年たちを対象にすることを前提としたものであり、社会生活を送る上での困難な状況を克服するための支援だけでは十分であるとは言い難い。

そこで改めて、青少年教育に焦点を当てる必要が出てきた。青少年教育は、全ての青少年を対象に自発性、社会性の発達を促すという「ユニバーサル・アプローチ」であり、今、求められているのは、ユニバーサル・アプローチという基盤の上に、ターゲット・アプローチが実施される状況を創り出していくことである。

本審議会は、青少年教育が持つ固有の価値を確認したうえで、全ての青少年が成人との間を行きつ戻りつしながらも、将来の社会の担い手として成長するための育成・支援方策の在り方について、検討を重ねてきた。本建議をきっかけに改めて青少年教育の重要性が多くの人々に認識され、地域・社会の中で多様な活動が展開されていくことを期待したい。

第1章 青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育

1. 青少年教育の位置付けの変遷

- 青少年とは、少年及び青年を包括的に捉え、一般的には将来を担う若い世代で人間形成の途上にある者たちを指す用語である。これまで青少年という用語は福祉、教育、雇用・労働、警察などといった多様な行政分野で用いられてきた。主な分野を挙げるとすれば①児童福祉、②青少年教育、③年少労働、④青少年の団体活動、⑤非行青少年の5つに区分¹され、その区分に応じて課題把握がなされてきた。
- 青少年教育は社会教育行政の一領域として教育行政に位置付けられている。

【社会教育行政が青少年教育を担う根拠】

1. 社会教育法

第2条

「この法律(社会教育法)において『社会教育』とは、学校教育法等に基づき、学校のエ育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条第12号

「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」

- まず、最初に青少年教育がこれまでどのように展開され、現在どのような状況にあるのか、その変遷を押さえていきたい。
- 戦後から1960年代頃までの青少年教育は、後期中等教育に進学しない勤労青少年を対象とした学習機会を提供する²という側面と、地縁組織をベースに民間社会教育指導者を中心とした活動(例:子供会、少年団、青年団)として展開されてきたという側面といった主に2つの側面から施策が取り組まれてきた(図1参照)。

¹ 臨時行政調査会(会長:佐藤喜一郎)が昭和39(1964)年9月「青少年行政の改革に関する意見」の中で、5つの区分が示された。

² 昭和28(1953)年に制定された青年学級振興法(平成11(1999)年に廃止)を根拠として、勤労青年を対象とした青年学級が都内各地に展開されていた。また、青年学級の枠組みを活用して昭和39(1964)年に墨田区教育委員会が実施した日曜青年学級「すみだ教室」をきっかけに、障害者青年学級が社会教育事業として都内に広く展開されていたことも押さえておく必要がある。

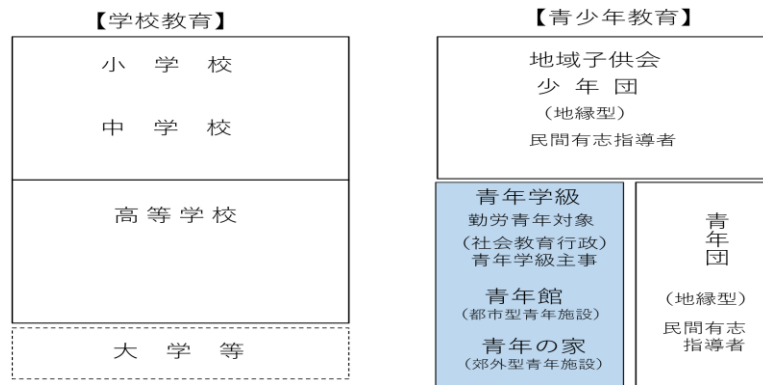


図1 1960年代における学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

- しかし、高度経済成長期に入り、高校進学率の向上、地域教育力の低下等といった、青少年教育を支えてきた前提条件の変化により、社会教育における青少年教育活動の停滞が指摘されるようになった。
- 昭和46（1971）年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」や昭和49（1974）年の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」を契機に、青少年教育の主たる関心は、「在学青少年」に置かれることになった。中でも郊外型の青少年教育施設を中心に、自然体験をはじめとした各種体験活動やボランティア活動を軸にした青少年教育事業が展開されていくことになる（図2参照）。

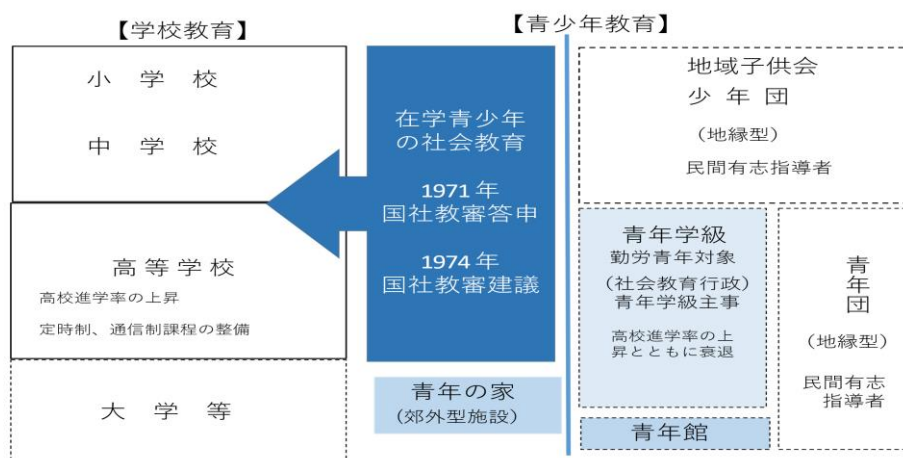


図2 1970年代における学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

- その後、平成 8（1996）年の中央教育審議会第一次答申が提起した「生きる力」の育成や「ゆとり」の確保といった考え方を受け、在学青少年の社会教育としての青少年教育は、より学校教育との連携に力を注ぐ³ことになる。
- しかし、平成 15（2003）年に起こったいわゆる「PISAショック」を契機に、教育関係者の関心が「ゆとり教育」の推進から「学力向上」の方向に移っていったことにより、青少年教育の取組は、青少年教育施設の主催事業といった限定された枠組みの中でのみ位置付けられるという状況に陥った。
- 再び青少年教育が注目されるようになったのは、平成 19（2007）年度に施策化された放課後子供教室の導入がきっかけである。そこでは子供たちの居場所づくりや体験学習の役割が注目された。さらに、平成 29（2017）年 4 月の社会教育法の一部改正により、地域学校協働活動⁴の推進がうたわれることにより、学校を拠点に、学校外活動と学校支援活動を一体的に推進することが目指された。この施策の主たる対象は小（中）学生であり、「地域と学校の連携」を意識したものとなっている。その一方で、中高生世代以降の学校外における青少年教育の機会や場の減少が進んでいる（図 3 参照）。

³ 平成 10・11(1998・1999)年改訂の学習指導要領により、平成 14(2002)年度から小学校及び中学校の学校教育に導入された「総合的な学習の時間」(高等学校は平成 15(2003)年度導入)や学校教育法施行規則の改正により完全学校週5日制の実施に対応するための取組が展開された。

⁴ 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことであり、平成 29(2017)年の社会教育法改正で、教育委員会の役割として、地域学校協働活動の推進が盛り込まれた。

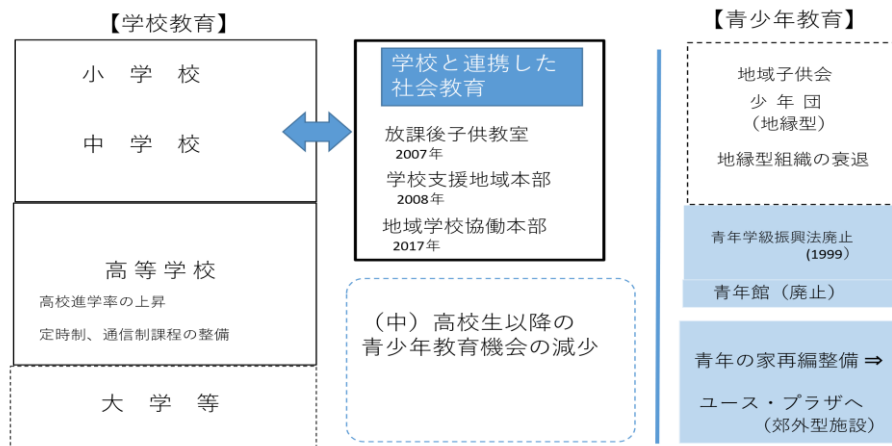


図3 2000年代後半からの学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

- これまで見てきたように、社会教育の一領域としての青少年教育の役割は、学校教育の在り方に影響を受けながら、それを補完⁵する機能を果たしてきたと言える。しかし、現在では青少年教育固有の役割を見いだせていない状況にある。

2. 青少年教育が目指してきたもの

(1) 青少年教育に期待されてきた役割

- 青少年教育がこれまで何を目指してきたのかを押さえる上で、昭和 49 (1974) 年 4 月の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(以下「建議」という。)が参考になる。
- この建議が出された当時の社会背景は、高度経済成長による都市化が進行し、それに伴って地域社会の教育機能の低下、科学技術の進歩やテレビ・ラジオ等マスコミによる情報の氾濫等の急激な社会構造の変化があった。その変化が青少年の成育環境に及ぼす影響を踏まえ、対応策を打ち出さなければならないという問題意識があった。

⁵ 社会教育学者の宮原誠一は、「社会教育の本質」(宮原誠一編『社会教育』光文社 昭和 25 (1950) 年)という論文の中で、近代学校教育制度に相対するものとして社会教育が発達してきた背景を整理しているが、その一つに「学校教育の補足としての社会教育」という考え方を指摘している。

- 建議では、少年⁶に対する社会教育の役割を「少年が身体的活動への関心や知識欲・冒険心などを高め、自発性に基づく多面的な活動を展開し、特に、仲間との集団活動を通じて家庭や学校では期待しにくい学習体験をもつことによって、その成長発達を促すところにあるといえよう。すなわち、少年が家庭や学校環境の制約を離れて自ら考え決定し、実行するという、いわば自己の力を試すことを通じてその自発性を育て、また年齢の異なる仲間との集団活動を通じてその社会性を養うところに、社会教育独自の役割がある。」とした。
- また、青年⁷に対しては「青年が、その個性、能力に応じた体育的、文化的、生産的な自主的活動を積極的に展開するとともに、特に、現実社会における各種の集団活動を通じて实际的、社会的経験をもつことによって、その社会性の発達を図ることにあるといえよう。すなわち、青年が、自ら志向する各種の活動を積極的に展開することを通じて、その主体的な態度や行動を助長し、また、学校外の各種の集団活動に参加することを通じて、自己の役割と責任を自覚するなど社会的経験を得させることは、社会教育独自の役割といえることができる。」とした。
- この建議では、青少年教育に期待される役割を「自発性」に基づく活動を展開すること、すなわち「自ら考え決定し、実行する」プロセスを重視すること、個性・能力に応じて体育的、文化的、生産的な自主的活動、特に現実社会における集団活動を実際に体験することを通じて「社会性の発達」を促すことにあるとした。その役割を発揮するためには、社会における自己の役割と責任を自覚する「社会的経験」の場を用意することが社会教育行政に求められた。

(2) ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴

- 青少年教育は社会教育の一領域であるため、主たる教育方法は「ノンフォーマル教育」の手法を取る。

⁶ 当時、少年とは、小学校及び中学校に就学する年齢層を指していた。(昭和 46(1971)年社会教育審議会答申)

⁷ 当時、青年とは、義務教育終了後からおよそ 25 歳未満の者を指していた。(昭和 46(1971)年社会教育審議会答申)

- ノンフォーマル教育とは、「フォーマル教育」⁸と「インフォーマル教育」⁹の中間にあるもので、具体的には、学校教育（フォーマル教育）の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する、組織化され、体系化された教育活動を指す。
- ノンフォーマル教育は、学習者の学習要求、生活環境に対応して、教育内容（学習内容）が編成され、学習者の生活に直ちに生かされる知識・技能の修得が中心的内容となる。また、内容の系統性よりも、問題解決型の構成に重きを置く。学校教育（フォーマル教育）のように統一的な組織で行われるものではなく、学習者や地域の状況に対応して多様で柔軟な組織で行われることが求められる。その対象領域は教育の範囲にとどまることなく、社会・経済的諸活動と統合される¹⁰という特徴を持つ。

【ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴】

フォーマル教育としての学校教育と比べて、社会教育の一領域としての青少年教育には以下の特徴がある。

- ◇ 学習者の生活に生かされる知識・技能の習得が中心
 - ◇ 内容の系統性よりも、問題解決型の構成を重視
 - ◇ 学校のように統一的な組織ではなく、学習者や地域の状況に応じて多様で柔軟な組織が要求される。
 - ◇ その対象は、「教育」の範囲にとどまらず、産業・経済・福祉・農業などの社会・経済的活動との関係の中で、学習が位置づけられる。
- ⇒ 現代的課題の解決を目指した学習(学び)を担うのが青少年教育である。

⁸ フォーマル教育とは、一般に制度化された教育をいう。それは社会の構成員に必要なものとして規格化された「定型」的なものであり、具体的には「学校型」の教育を指す。

（社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店平成 24（2012）年、p. 523）

⁹ インフォーマル教育とは、いわゆる「無意図的教育」のことである。あらゆる人々が、日常的経験や環境との触れ合いから、知識、技術、態度、識見を獲得し蓄積する、生涯にわたる過程。組織的、体系的教育ではなく、習俗的、無意図的教育機能である。具体的には家庭、職場、遊びの場で学ぶ、家族や友人の手本や態度から学ぶ、旅行や新聞・書物を読むことから学ぶ、ラジオの聴取、映画・テレビの視聴を通じて学ぶなどがあげられる。

（日本生涯教育学会編『生涯学習事典（増補版）』東京書籍 平成 4（1992）年、p. 44）

¹⁰ 例えば、産業、経済、福祉、農業などの領域との協力関係が重要となる。これは、社会教育が「(すべての国民が) あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境」づくり（社会教育法第 3 条第 1 項）を進めるという観点からしても、ある意味当然なことである。また、職業教育や福祉教育、環境教育、多文化共生教育、国際理解教育等が社会教育の現代的課題として位置付けられるのは、社会教育が生活課題の解決を目指した教育（学習）活動であるためである。

3. これからの青少年教育の対象

(1) 青少年の範囲をどのように設定するか

- 現代社会における青少年の範囲をどのように設定するかについてであるが、令和3（2021）年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」¹¹（以下「大綱」という。）を参考にしつつ、本建議においては青少年を学童期、思春期、青年期に該当する者と設定する。

(2) 工業化社会の下での青少年教育の位置付け

- 工業化社会の下では、子供たちが大人へと成長するプロセスを「学童期→思春期→青年期→成人期」といった形で直線的に移行するものであると考えられてきた。その理由を挙げるとすれば、①職業生活から学校へ戻ることや、大人から若者に戻るにことは原則として想定されていなかったこと、②移行のタイミングが「学校卒業と就業」、「離家と結婚」などのように比較的短時間に連動することで大人になると考えられていたこと、③その移行は誰もが経験するものという前提を持っており、それが達成されない場合は、例外として扱われていたこと等である¹²。
- このことをライフコース論では、「青年期から成人期への移行」と規定してきた。
- 工業化社会の下での青少年教育には、学校教育の役割を補完しつつ、学童期から思春期そして青年期における発達段階における課題をクリアし、成人期への移行を遂げていくための支援、援助を行うという役割が期待されていた。

¹¹ 令和3（2021）年4月に政府が策定した『子供・若者育成支援推進大綱』では、「子供」「若者」「青少年」を以下のとおり定義している。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）*の者。

若者：思春期*、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

* 思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

¹² 久木元真吾は、このようなモデルを「古典的移行モデル」と指摘している。（久木元真吾「若者の大人への移行と『働く』ということ」小杉礼子編『若者のはたらきかた』ミネルヴァ書房（平成21年（2009）年、pp. 201-223）

(3)「新成人期」の登場

- 高度情報化社会の時代に入り、青年期から成人期への移行のプロセスが長期化するとともに、直線的な移行が達成されないという状況が生じてきている。
- その背景には、高等教育への進学率の上昇や平均初婚年齢の上昇等、ライフイベントの変化に伴い、子供は親との同居期間や親から援助を受ける期間が長くなり、親への依存が長期化するとともに、社会的・経済的・精神的な自立の遅れという状況が生じている¹³とされている。
- このような状況に対して、アメリカの発達心理学者 J. アーネット¹⁴は「新成人期」(emerging adulthood)という捉え方を提唱している。新成人期とは、青年期と成人期の間に生じつつあり、いずれの時期とも異なる特徴を持つ、10 代後半から 20 代の時期を指す。
- 青年期と成人期を分かつ「新成人期」の特徴として、アーネットは以下の 5 つの特徴を挙げている¹⁵。

- ① 様々な可能性を試すアイデンティティ探求の時期(identity exploration)
- ② 不安定な時期(instability)
- ③ もっとも自分自身に関心が向かう時期(self-focused)
- ④ 移行をめぐる中途半端な感覚の時期、青年でも成人でもない時期(in-between)
- ⑤ 可能性に満ちた時期(possibility)

- それとともに、アーネットは、新成人期の若者と親の関係性の変容を「新しい親密性 (new intimacy)」という形で表現し、これが若者のキャリア選択や家族形成にも影響を与えることを指摘している。
- 青年期と成人期の間に中間的な時期が現れ、成人への移行パターンが個別・複雑・多様化しているとともに、「大人になる」ということ自体の意味も不明確な状況の下で生活していることが現代青少年の特徴である。

¹³ 宮本みち子『ポスト青年期と親子戦略』勁草書房、平成 16 年(2004) 年を参照。

¹⁴ Jeffrey J. Arnett *Emerging Adulthood : the Winding Road from the Late Teens Through the Twenties*, New York : Oxford University Press, 2004

¹⁵ 同前 p.15 (なお、翻訳にあたっては、乾彰夫「学校から仕事への移行期間延長と青年期研究の課題」『発達心理学研究』平成 28 年(2016) 年 第 27 巻 第 4 号 pp.335-345 を参照した。)

- 青年と大人の間を行ったり戻ってきたりする状況を、EGRIS(European Group for Integrated Social Research)の調査(1998-2001)では「ヨーヨー型の移行(yo-yo transitions)」¹⁶と名付けている。
- ヨーヨー型と名付けられた背景には、以下の理由がある。

- ① 成人への移行は一度なされれば終わりというわけではなく、安定的で継続的な職業についても失業状態や不安定な仕事に戻ってしまうこと、また学校に戻ることもあること。
- ② 仕事・教育などの諸側面がそれぞれ行きつ戻りつする可能性があること。
- ③ ゴールとして大人に到達するのは容易ではないこと、大人への移行過程は最終的に完了するとは限らず、ライフコースを複数の段階に分割して考えることの有効性に限界が出ている。

(4) 新成人期の課題に対応した青少年教育の在り方

- 大綱では、「青少年(大綱では「子供・若者」と表記)を取り巻く現下の状況(表1参照)をしっかりと認識し、社会全体で共有しておくことが不可欠である。」としている。
- また、大綱では青少年を取り巻く状況を①家庭、②学校、③地域社会、④情報通信環境(インターネット空間)及び⑤就業(働く場)の5つの「場」に分け、課題を整理しているが、本建議でもその区分にのっとり、青少年教育の課題を以下に整理する。
- 第一に、家庭には青少年たちにとって成長の基盤をつくる役割が期待されている。しかし、共働き世帯が一般化するとともに、少子化やひとり親家庭の増加等世帯人数の減少等、家族形態も大きく変化している。そのような中で、近年では、ヤングケアラー¹⁷の存在が指摘されるなど、家庭を社会的にサポートしていくことを通じ、青少年の育成環境を整えることの重要性が増している。

¹⁶ 坂元忠芳「ニート問題と若者支援の基本構造について－EGRISの「YOYO」モデル型を中心に－」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号 平成19(2007)年を参照。

¹⁷ 法律上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供(18歳未満)のことを指す。令和3(2021)年3月に厚生労働省が文部科学省と連携し、ヤングケアラーの実態に関する調査研究を行った。以下のURLを参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01458.html (最終閲覧日: 令和3年7月21日)

表1 子供・若者を取り巻く状況の認識(令和3(2021)年4月『子供・若者育成支援推進大綱』)

1. 社会全体の状況

①生命・安全の危機

・15 歳から 39 歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、コロナ禍の影響も懸念される自殺は、極めて重大な問題である。さらに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発している。

※令和2(2020)年の自殺者数は、前年比 912 人増(4.5%増)の 21,081 人。平成 21(2009)年以来 11 年ぶりに増加に転じた。このうち 19 歳までの者が 118 人増(17.9%増)、20～29 歳までの者が 404 人増(19.1%増)となっている。(厚生労働省「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」)

②孤独・孤立の顕在化

・三世帯世帯の減少や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍の影響により、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化している。

③低い Well-being(身体的・精神的・社会的に良好な状態)

・ユニセフ・イノチェンティ研究所が発表した報告書「レポートカード 16—子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(英語版:令和2(2020)年9月刊行/日本語版:令和3(2021)年2月刊行)によれば、我が国の子供については、「身体的健康」では、38 か国中1位であったのに対し、「精神的幸福度」では 37 位となっている。

④格差拡大への懸念

・長期化するコロナ禍は、社会的・経済的に恵まれない家庭にとりわけ深刻な影響を与えており、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されている。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、成育過程になる子供・若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいくことが求められている。

⑤SDGs(持続可能な開発目標)の推進

⑥多様性と包摂性ある社会の形成(ダイバーシティ&インクルージョン(D&I))

⑦リアルな体験とデジタルトランスフォーメーション(DX)の両面展開

⑧成年年齢引下げ等への円滑な対応

・平成 27(2015)年には選挙権年齢が 18 歳へと引き下げられ、令和4(2022)年には成年年齢が 18 歳へと引き下げられる。

⑨子供・若者の人権・権利の保障

・子ども・若者育成支援推進法は、児童の権利に関する条約を引用した法律の先駆けであり、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的扱いを受けることができないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」(第2条第2号)等を基本理念として明記している。

・同法の施行から 10 年が経過する中、当該理念の重要性を改めて認識し、家庭・学校・地域・職域等を通じて、子供・若者の人権・権利についての理解を、当事者である子供・若者を含めて深め、更にその保障を徹底していくことが求められている。

⑩ポスト・コロナ時代における国家・社会の形成者としての子供・若者の育成

・いつの時代にあっても、苦難の先に新たな時代を切り拓く原動力となったのは、若い力であった。教育基本法は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」(第1条)ことを教育の目的として定めている。ポスト・コロナ時代においても、国家・社会の形成者として、子供・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められるとともに、子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進することが求められている。

- 第二に、学校は青少年にとって学びの場であるだけでなく、近年では安心・安全な居場所やセーフティネットとなるなど、福祉的な面からも学校という場が持つ役割に注目が集まっている。その一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、不登校やいじめへの対応、発達障害のある者や外国にルーツを持つ者等学校に在籍する児童生徒の多様化への対応が求められている。そのような中で、教員の多忙化の問題が指摘されており、学校が本来の機能を発揮し、次代を担う児童生徒の育成に取り組めるよう、地域等からの学校支援の充実が喫緊の課題となっている。
- 第三に、地域社会には青少年の健やかな成長にとって、家庭や学校では提供することが難しい多世代交流の機会や様々な体験活動の場を地域コミュニティにおいて提供する役割を発揮することが期待されている。しかし、地域におけるつながりの希薄化や、地縁型の活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されており、そのような状況の下で地域活動を活性化させるためには、NPO や企業といったテーマ型コミュニティの参画を積極的に受け入れ、地域におけるソーシャルキャピタル¹⁸を高めることが重要である。
- 第四に、情報通信空間(インターネット空間)については、Society5.0¹⁹が提唱される時代の下での社会・経済活動において、インターネットは必須のツールであり、それに対応するために教育の情報化の推進が求められている。急速なスマートフォンの普及、多様かつ利便性の高いアプリケーションソフトウェアの出現は、青少年が生活をおくる上で、不可欠な「場(空間)」を提供している一方、SNS による犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等の被害も指摘されており、いかにして青少年のネットリテラシーを向上させるかが大きな課題となっている。
- 第五に、若者の就業をめぐっては、長期間就業等をしていない若者²⁰への対応が求められていることに加え、コロナ禍の影響を受け、今後若者世代の雇用環境が悪化することが予想されている。また、ポストコロナ時代への対応のため、経済社会に新陳代謝をもたらす起業へのチャレンジが期待されるが、若者世代に起業への意欲が乏しいという指摘もある。

¹⁸ ソーシャルキャピタルとは、「信頼や社会的紐帯が希薄化する現代社会において、家族や地域社会の結びつき、共有化された価値や規範、社会的ネットワークの現代的構築の重要性を説く概念である。」(社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』 朝倉書店(平成 24(2012)年 p.379)

¹⁹ Society5.0 とは、平成 28(2016)年1月 22 日に閣議決定された、第5期科学技術基本計画で提唱された考え方で、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題を解決する人間中心の社会(Society)とされる。

²⁰ 平成 27(2015)年度における 15～39 歳人口に占める若年無業者(ニート)の割合は 2.1%であり(総務省「労働力調査」)、またひきこもり状態(普段は家にいるが、趣味に関する用事や近所のコンビニ等には出かける者を含む)にある者の割合は、1.57%(内閣府「若者の生活に関する知調査」)となっている。

- これらの青少年を取り巻く複雑かつ困難で、先行きの見えない社会状況の中で、新たな社会の展望を切り拓いていくためには、次代を担う青少年たちのエンパワーメントをいかにして支援するかが、青少年教育の課題となる。
- その支援において重視すべきは、青少年自身の「自立」²¹「市民性(シチズンシップ)」「社会参加」という視点である。これらの視点は、青少年が次代を担っていく上で必要不可欠なものであり、「実践的な市民力」²²の獲得ということになる。この力を身に付けることによって、持続可能な社会づくりに寄与する人材育成が可能となるのである。
- これらの点からみれば、今後の青少年教育において重視すべきポイントは、「新成人期」に属する年代(10代後半から20代の時期)へのアプローチであることがわかる。
- 新成人期へのアプローチの必要性を考える上で、リクルートワークス研究所が令和3(2021)年2月に発行した『高校生の就職とキャリア』²³という報告書が示したデータが参考となる。この報告書では、近年約20万人の高卒就職者があり、その者たちが就職し、社会に出て6年から10年が経った25～29歳時点で、高校卒業直後に入った企業に継続して在籍している者の割合が40.6%に過ぎないことを明らかにしている。
- 残りの59.4%が最初に就職した企業を退職しており、そのうちの3人に1人(全体の21.4%)が非正規労働者になっていること、8.2%の人に離職後2年以上という長期の無業期間があることが明らかになった。また、非就業者も9.5%であった(表2参照)。
- 同報告書では「高校卒の若者の多くが、職業社会の入り口とも言えるまだ20代のうちに、離職や転職、正規から非正規雇用への転換、長期の無業の経験といった、キャリアの変遷や困難を経験していることを、まずは十分に認識する必要があるだろう。」²⁴と指摘している。

²¹ 「自立」をどのように捉えるかは、論者によって見解が分かれるところである。例えば平成18(2006)年の東京都児童福祉審議会提言では、自立の側面を①「個」としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしくあること、②状況に応じて自分自身をコントロールしつつ、自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつこと、③多様性を受け入れ、世代や立場を超えて人間関係を持てること、④仕事をする事、⑤社会の一員として他者との交流をもち、相互に助け合いながら生活を営む自覚をもっていること、と整理している。また、近年では、「自立」に社会参加や意見表明(政治的側面)という要素を加えるという説(例えば、柴野昌山(平成21(2009)年)や生田周二・大山宏(平成28(2016)年,平成29(2017)年)等)や、熊谷晋一郎が自ら専門とする「当事者研究」の領域で、「自立とは『依存先を増やすこと』」という指摘もある。

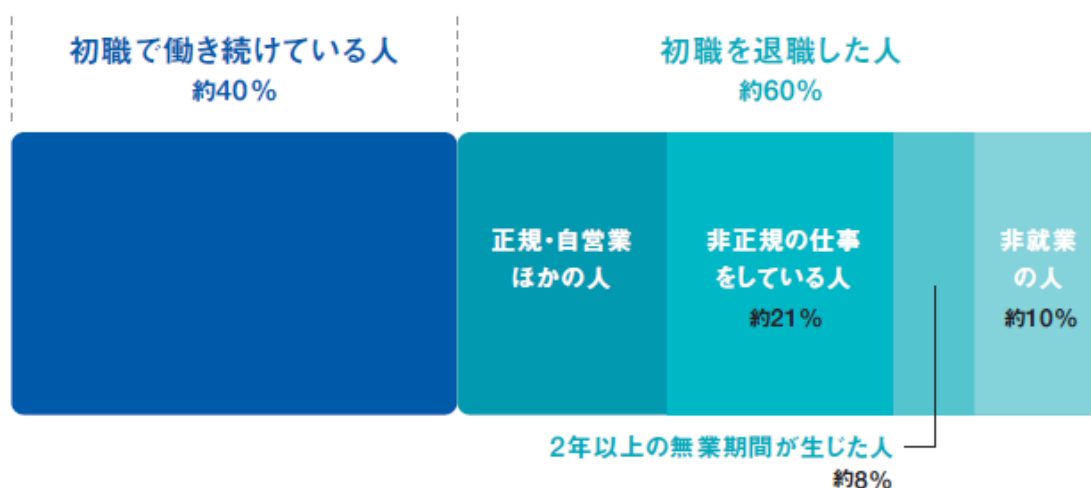
²² 田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編『SDGsと開発教育 持続可能な開発目標のための学び』学文社(平成28(2016)年) p.5

²³ 詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.works-i.com/research/works-report/item/koukousotsureport.pdf>

²⁴ リクルートワークス研究所『高校生の就職とキャリア』令和3(2021)年 p.5

表2 初職が正社員であった高校就職者のその後の就業状況(20代後半時点)



出典:リクルートワークス研究所『高校生の就職とキャリア』(令和3(2021)年) p.5

- この例は、現代における学校から職業への移行(若しくは、青年期から成人への移行)の問題は、「学校→職業(「青年期→成人期」)」へと直線的に進むものではなく、何度も行きつ戻りつ移行(ヨーヨー型の移行)していくこと、そしてその移行が必ずしも成功するわけではないことを明らかにしている。
- 青少年が社会化を遂げ、成人への移行を円滑に進めていくための支援・援助を行うことが青少年教育に求められており、発達段階の観点から見ても、社会的要請の観点から見ても、その支援は少なくとも新成人期に該当する高校生段階から開始され、学校教育段階終了後も成人へと成長していくまでの間、継続的に行われる必要がある。

第2章 今後求められる青少年教育の在り方

1. ユニバーサル・アプローチを担う青少年教育

- 日本において、学校から職業への移行や青年期から成人期への移行の問題に対し本格的政策アプローチがはじまったのは、平成 15(2003)年の「若者自立・挑戦プラン」からである。このアプローチは、若年者の雇用問題(ニート・フリーター対策)を解決するという文脈で展開された。このプランは『フリーターが約 200 万人、若年失業者・無業者が約 100 万人と増加している』という社会的状況を受け、教育・雇用・産業政策の連携を強化するとともに、官民一体となって『総合的な人材対策を強化』する²⁵としていた。
- 「若者自立・挑戦プラン」は、プランの発出者として文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣が名を連ねるという省庁横断的な施策であり、日本の若者政策に大きな転機をもたらした。このプラン以降の若者支援政策は、いわゆるターゲット・アプローチ(社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年へのアプローチ)²⁶を中心に行われてきたという特徴がある。
- 平成 21(2009)年に施行された子ども・若者育成支援推進法の成立・施行をきっかけに、若者政策のターゲット・アプローチへの関心がより一層加速化されていくことになった。
- 図4に整理したように、子ども・若者育成支援推進法の施行以降、子供・若者に対するターゲット・アプローチは、福祉・精神保健・雇用労働・矯正教育等の教育行政以外の各々の分野で積極的に展開されている。
- その一方で、全ての在学青少年を対象に、体験学習の機会提供に努めようとしてきた青少年教育の位置付けは大きく低下していく。例えば、都政改革本部が平成 30(2018)年9月に発表した「見える化改革報告書(教育庁ー社会教育・生涯学習)」によれば、都内の青少年教育施設は、昭和 60(1985)年には 58 ヶ所あったものが、平成 29(2017)年には 33 ヶ所へ大幅に減少しているという状況にある。

²⁵ 児美川孝一郎「『若者自立・挑戦プラン』以降の若者支援策の動向と課題ーキャリア教育政策を中心にー」(独法)労働政策研究・研修機構『日本労働雑誌』平成 22(2010)年9月号(Na.62) p.17

²⁶ ターゲット・アプローチの例としては、「不登校・ひきこもり支援」、「障害のある子供・若者の支援」、「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援」、「貧困への支援」、「困難を有する子供・若者の居場所」、「外国人等特に配慮が必要な子供・若者の支援」などがある。(参考:日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』東洋館出版社 平成 29(2017)年 p.3)

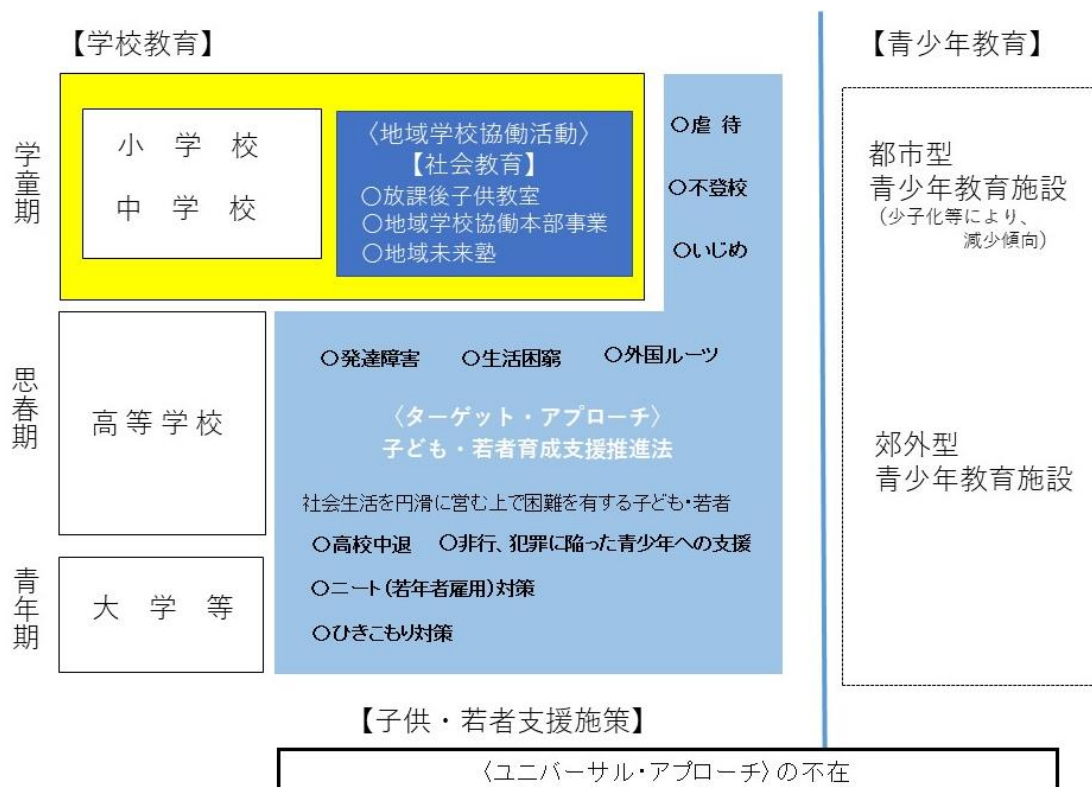


図4 子ども・若者育成支援推進法以降の青少年を取り巻く施策の状況

- 青少年をめぐる課題が多様化、複雑化、困難化している現代的状況の下では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対するターゲット・アプローチが不可欠であることは言うまでもない。ターゲット・アプローチには「個のニーズに応じた支援」の視点が重要であり、その支援の手法として、「ユースソーシャルワーク」²⁷に関心が寄せられてきた。
- ユースソーシャルワークでは、社会的不利益あるいは個人的困難のため、課題に直面し、家庭、学校、職場等居場所がない青少年に対しては、その青少年自身のアイデンティティの拠り所となる場や人との関わりの機会を提供することや社会的関係性の構築などに力を注いでいる。

²⁷ ドイツでは、平成2(1990)年に制定した『児童・青年援助法』の第13条の中で「青少年福祉援助(ユースソーシャルワーク)」という考え方が示されている。その内容としては、①社会的不利益の均衡化、あるいは個人的障害の克服、②学校・職業教育・労働世界への編入による社会的統合の支援、③若者の能力と発達段階を考慮した職業訓練・就業措置の延長、④職業的編入の際、社会教育的支援を伴った宿所提供などが盛り込まれている。(生田・大串・吉岡編『青少年育成・援助と教育 ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』有信堂 平成23(2011)年を参照。)

また、ユースソーシャルワークの考え方を施策に反映させたものとしては、平成28(2016)年度に東京都教育委員会が都立学校における不登校・中途退学対策として施策化したユースソーシャルワーカー(事業名:都立学校「自立支援チーム」派遣事業)の仕組みがある。

○ ターゲット・アプローチに注目が集まる中で見過ごされてきたのが、ユニバーサル・アプローチの視点である。ユニバーサル・アプローチとは、全ての青少年を対象としたアプローチをさす。図4を見てもわかるように、学校教育以外の場所でのユニバーサル・アプローチの不在という状況が生じている。

○ 今求められているのは、全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチの視点であり、その役割を発揮することが青少年教育に期待されているのである²⁸。

2. なぜ、ユニバーサル・アプローチが求められるのか

○ 第1章で見たように、青少年教育は固有の役割を見いだせない状況にある。その理由を考えると「社会的ニーズがない」ということになる。しかし、本当に青少年教育に対する社会的ニーズはなくなってしまったのだろうか。それを検討する上で、日本財団が令和元(2019)年 11 月に発表した「18 歳意識調査 第20回 社会や国に対する意識調査」の結果から考えてみたい(表3参照)。

表3 各国の18歳は「自分」のことをどのように捉えているか

		自分を大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	将来の夢を持っている	自分で国や社会を変えられと思う	自分の国に解決したい社会課題がある	社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している
日本	(n=1000)	29.1%	44.8%	60.1%	18.3%	46.4%	27.2%
インド	(n=1000)	84.1%	92.0%	95.8%	83.4%	89.1%	83.8%
インドネシア	(n=1000)	79.4%	88.0%	97.0%	68.2%	74.6%	79.1%
韓国	(n=1000)	49.1%	74.6%	82.2%	39.6%	71.6%	55.0%
ベトナム	(n=1000)	65.3%	84.8%	92.4%	47.6%	75.5%	75.3%
中国	(n=1000)	89.9%	96.5%	96.0%	65.6%	73.4%	87.7%
イギリス	(n=1000)	82.2%	89.8%	91.1%	50.7%	78.0%	74.5%
アメリカ	(n=1000)	78.1%	88.6%	93.7%	65.7%	79.4%	68.4%
ドイツ	(n=1000)	82.6%	83.4%	92.4%	45.9%	66.2%	73.1%

出典: 日本財団「18 歳意識調査 第20回 社会や国に対する意識調査」(令和元(2019)年)

²⁸ 例えば、診断は下されていないが、境界知能やいわゆるグレーゾーンの子供や、ターゲット・アプローチに抵抗を感じる子供を対象にするという点からも、ユニバーサル・アプローチが必要である。

○ この調査²⁹は、インド・インドネシア・韓国・ベトナム・中国・イギリス・アメリカ・ドイツ・日本の9カ国の17歳から19歳の男女(以下「若者」という。)を対象に行われたものであるが、表3を見ると、日本の若者は「自分を大人だと思う」は約3割、「自分の国に解決したい社会課題がある」、「自分は責任がある社会の一員だと思う」はともに4割台、「自分で国や社会を変えられると思う」は2割に満たないという状況であることがわかる。自分自身に関する6つの設問全てで、9カ国最下位の回答であった。この調査結果を見ると、日本の若者は突出して社会参加意欲に乏しいという状況が明らかである。

○ また、独立行政法人国立青少年教育振興機構が令和3(2021)年6月に発表した『高校生の社会参加に関する意識調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー』³⁰では、日本の高校生の特徴を以下のように分析している。

1) 学校内の活動への参加意識や態度

- ①生徒会役員や部活・クラブ活動の部長などの経験者が多い(約4割で、4か国中最も高い)
- ②学校行事やクラブ活動への参加意欲が高い(約6割で、4か国中最も高い)
- ③学校の生徒による自治活動への参加意欲が低い(4か国中最下位、参加したくない理由は「興味がない」)
- ④学校に生徒の意見を聞いてほしいという要望が強い(9割を超える生徒が望んでいる)

2) 学校外の活動への参加や関心

- ①学校外の活動への参加経験が少ない(4か国中最も低い)
- ②趣味やアルバイトへの関心が高いが、政策への意見表明や地域の交流活動(社会的活動)への関心が低い
- ③学校外の活動に参加している者ほど、その活動への関心度が高い

3) 社会や政治への関心

- ①国内外の政治や社会問題への関心は、米・中より低い(関心があると回答した者の割合は6割強)
- ②新聞やニュースをよく見るが、「エンターテインメント」に関心が高く、「政治」「文化」への関心は低い
- ③インターネット上で知り合いとのコミュニケーションを「よくする」が、社会や政治に関する情報の収集や発信を「よくする」と回答した割合が低い

4) 家族とのコミュニケーション

- ①親(保護者)から社会問題について、「よく聞く」「時々聞く」と回答した割合が低い
- ②親(保護者)が子供の考えを「尊重している」と回答した割合が高い(約5割で4か国中最も高い)

5) 権利の尊重・保障についての意識

- ①家庭、学校、地域、社会、インターネット上で自分の参加の権利の保障について、いずれも高く評価している
- ②社会や政治について自分たちの意見を「表明しやすい」と思っている割合が4か国中最も低い

6) 社会参加についての意識

- ①社会問題を自分の生活に関わるものとして捉えているが、政治や社会への参加意欲は低い
(例「政治や社会より自分のまわりのことが重要だ」「現状を変えようとするよりも、そのまま受け入れる方がよい」「政治や社会の問題を考えるのは面倒である」と考えている割合が4か国中最も高い)

²⁹ この調査について詳しくは、以下の URL を参照のこと。

https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/eighteen_survey#anchor20
(最終閲覧日 令和3(2021)年7月21日)

³⁰ この調査について詳しくは、以下の URL を参照のこと。

https://www.niye.go.jp/about/report_list/18245178760e3af44c9a1c20210706101756.html
(最終閲覧日 令和3(2021)年7月21日)

- この調査研究報告書における考察³¹では、日本の高校生の特徴を「社会の効力感を得られない若者」、「学校行事、部活、生徒会活動は積極的であるものの自治活動には消極的」、「私的事柄に偏る学校外での社会参加」³²という形で指摘している。それを踏まえ、日本の高校生の社会参加に関する意識の傾向を整理したのが、図5である。

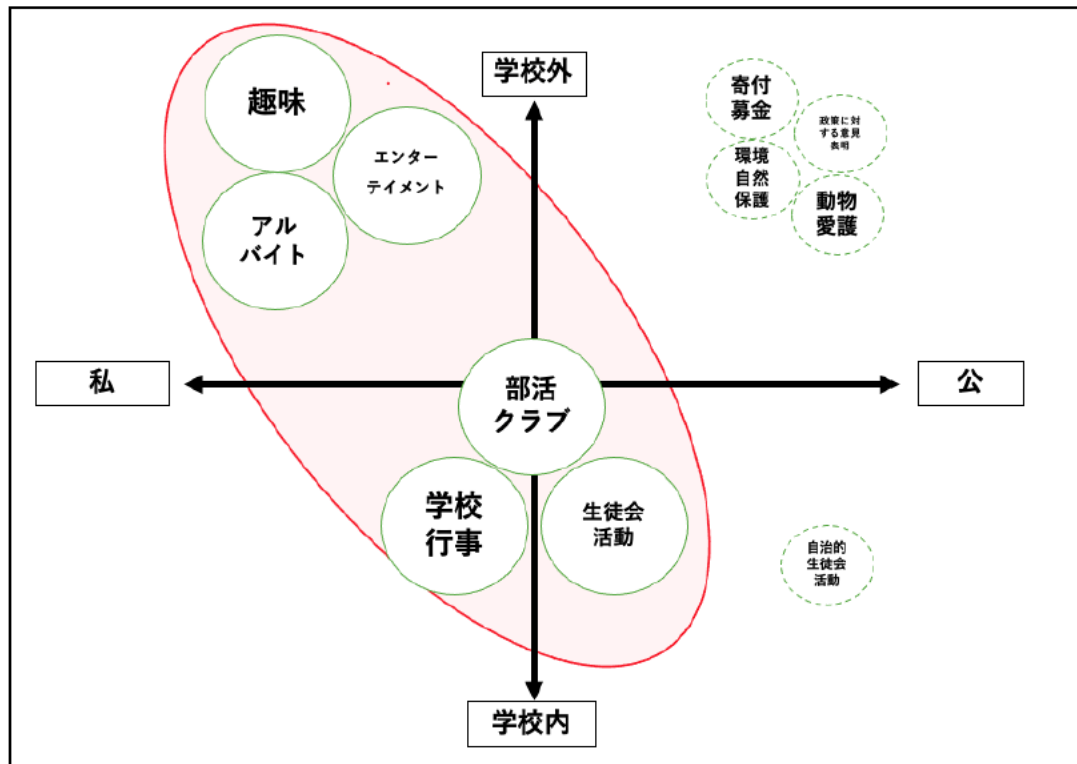


図5 日本の高校生の社会参加に関する意識の傾向

出典:国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加に関する意識調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較」

令和3年(2021)6月 p.78

- 図5をみると、日本の高校生たちは、学校内や私的領域への関心は高いものの、公共的な領域への関心が低いことがわかる。
- いかにして若者世代が公共的な領域への関心を高め、社会参加への意欲を高めていけるのか、ここにユニバーサル・アプローチが必要とされる理由がある。

³¹ 両角達平「高まる社会参加の意識 発揮できない影響力ー日本の若者は『自分本位』なのかー」(独法)国立青少年教育振興機構『高校生の社会参加に関する意識調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー』令和3(2021)年6月 pp.75-82 参照。)。

³² 「寄付・募金」「環境・自然保護」「動物愛護」「社会福祉に関する活動」への日本の高校生の参加経験が4か国中最も乏しい。また「趣味に関する活動」や「アルバイト」への関心が高い一方、新聞やニュースをよく見るが「エンターテインメント」に関心が高く、「政治」「経済」「文化」への興味が低いという結果出ている。同前 pp.77-78 参照。

- ここでいう社会参加とは、青少年たちが成人となり、市民社会の下で参政権を適切に行使し、納税など市民としての義務を果たすとともに、地域コミュニティのよりよい生活環境づくりに向けた公共的な活動に積極的に参加・参画することを通じて、持続可能な社会づくりの担い手となることを指している。
- かつての日本社会では、成人式のように、若者たちが、それまでの子供の世界から大人の世界へと入っていくことを社会として認証していくという仕組みが機能していた。他にも地域社会の次世代の担い手になるために、若者組という青年集団に属することによって、地域共同体の中の位置が予定調和的に付与され、一人前の青年として認知されるというコンセンサスがあった³³。同時に若者組は青年自身にとっても、社会性形成と自己形成の準拠枠³⁴として作用していたのである。
- このことからわかるように、子供会や少年団、青年団といった地縁関係をベースに展開されてきたかつての地域の青少年教育の有志指導者たちにとって、青少年教育を行うことが即ち、地域共同体の担い手を育成することであると当然に考えていたことがわかる。
- しかし、都市化の進行により、地縁的つながりが希薄化したことに伴い、子供会や青年団といった地域的共通性を基盤とした青少年教育活動は衰退するとともに、社会の側が、青少年が大人になることへの明確な準拠枠を提示することができなくなるという状況を招いた。その結果、全ての青少年が自らの努力で自己形成の準拠枠を見つけるという作業が求められるようになってしまったのである。
- では、どのようにして現代の青少年たちは自己形成の準拠枠を見出しているのだろうか。そこで、重要となるのが、同世代の仲間たち(peer group)で行われる相互学習であり、集団学習である。

³³ 柴野昌山『現代の青少年 自立とネットワークの技法 改訂版』学文社 平成7(1995)年 p.73

³⁴ 準拠枠(frame of reference)とは、個人や集団の経験、知覚、解釈を組織化し、一貫したものにする基準を与える態度や価値のシステムで、社会的状況における認識や評価や判断の枠組みとなるもののことを指す。(日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』東洋館出版社 昭和61(1986)年 p.458)

- 青少年同士の間で展開される相互学習や集団学習が十全に機能するためには、青少年にとって「自由時間」(余暇の時間)が確保されている³⁵ことが不可欠である。
- 自由時間(余暇の時間)の中で、青少年自身の主体的参加によって自主的なプログラムをつくり、試行錯誤を繰り返しながら体験的に学習を進めていく作業を通じて、青少年たちは隠れた自己を発見し、自己の可能性を試し、能力の限界にチャレンジする作業に取り組み、自分たちの力でその克服に向けて努力する³⁶という自己教育を行っていくのである。これが現代におけるユニバーサル・アプローチとしての青少年教育に求められる役割なのである。

3. 青少年教育の手法としてのユースワークへの注目

- 全ての青少年が地域の中で生活し、学び、活動し、働くことを通じて、成人期への移行を支援するというユニバーサル・アプローチを行う上で重要となるのが「ユースワーク(youth work)」³⁷という青少年教育の手法である
- ユースワークの役割とは、「若者の居場所を作ること」、「若者の人生の橋渡しをすること」である。家庭・学校・職業生活以外の場面(社会教育の場面)において、青少年の思いや関心に基づいたチャレンジを伴う活動を通して、青少年の主体的行動を促すとともに、活動に取り組む中で、自分自身を知り、他者や社会と関わることを意味を知り、コミュニティの積極的な一員としての役割を発揮できるよう、自己決定する力を養うことを目指した支援・援助³⁸である。

³⁵ 社会学者の松原治郎は、青少年教育の特色の一つとして「余暇教育」の重要性を以下のように指摘している。「余暇は、人間の生活活動のなかで、とくに自由裁量にまかされている部分であり、拘束よりは解放やゆとりという特色をもつのはいうまでもないが、同時に余暇は、人間にとって主体的、積極的に行動することを促す場面であり、創造的活動を可能にさせる場面でもある。人間発達がもつとも急激に展開する過程にある青少年にとっては、余暇行動それ自体が、彼らのライフ・ステージにおいて中心的に遂行されるべき発達課題であるといえる。たんに青少年にゆとりをもたせるだけでなく、これを積極的に導く教育がいま望まれる。」(松原治郎『日本の青少年 青少年教育の提唱』東京書籍 昭和 53(1978)年 pp.10-11)

³⁶ 前掲 32 pp.92-93

³⁷ ユースワークは、青少年や若者に対する様々な支援活動を包括する概念である。通常、学校と家庭以外の支援をいうが、学校の教師などがユースワークの理念に基づき、学校の教育課程外の支援を行う場合も含まれる。

³⁸ 生田周二「子ども・若者支援専門職養成の構想試論ーユースワークを中心にー」『奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要』平成 28(2016)年 p.262 を参考に作成した。

- これまでの青少年教育の取組とユースワークとでは何が異なるのだろうか。従来の青少年教育の取組の多くは、青少年を、教育を受ける客体と位置づけて実施されていたが、あくまで青少年が自己教育の主体であり、ユースワークは、自己教育を支えるという営みである。青少年自身が、実際生活に即し、より実践的かつ有益なライフ・スキル(例:社会生活に必要な意思決定、問題解決・批判的思考、効果的なコミュニケーション能力等)を獲得することをユースワークが支えていくのである。
- 青少年が成人期への移行の危機を乗り越えるためには、ユースワークを通じた青少年と支援者の相互行為、さらに支援者が有するネットワークを媒介にして、青少年がより広範な他者との相互行為を活性化させる必要がある。言い換えれば、青少年が成人へと成長するためには、沢山の「意味ある他者」や「ロールモデル」となる人々と出会い、その出会いの中から当事者である青少年が自ら「ロールモデル」を選択するというプロセスが重要となる。

4. これからの青少年教育に求められる役割

- これからの青少年教育の役割は、青少年が抱える諸課題を自らの力で克服し、青年期から成人期への円滑な移行を遂げ、社会的・職業的に自立を目指すことである。そこでは、学校教育との連携及び適切な役割分担を図りつつ³⁹、全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチを基底に据えた上で、社会的に困難を有する青少年を対象としたターゲット・アプローチを実施することが求められている。これを整理すると、図6のようになる。
- 図6では、ターゲット・アプローチを担うユースソーシャルワークを、ユニバーサル・アプローチを担うユースワークの一部として整理した。その理由は、ターゲット・アプローチが必要な青少年たちにとって、社会参加の力をつけていくことは現代の青少年が抱える共通の課題であるだけでなく、ターゲット・アプローチが求められる青少年の支援に関わる視点は、全ての青少年の支援にとっても不可欠な視点であるからである。青少年教育の立場から見れば、ユニバーサル・アプローチとターゲット・アプローチを別個の問題として捉えるのではなく、同じ枠組みの中で捉えていくことが重要である。

³⁹ 学校教育は、フォーマル教育として意図的・組織的な教育活動を展開する場であり、「教師－生徒」関係を軸に精緻に制度化されたものである。また、独特の「学校文化」(教員文化、制度文化(教育課程、教育方法、校則、儀式等)、生徒文化といった下位文化で構成される)を有している。そのため、全ての児童・生徒の個々のニーズに的確に応え、「個に応じた支援」を行うという点において、十分な対応を行うことが困難な場合もある。

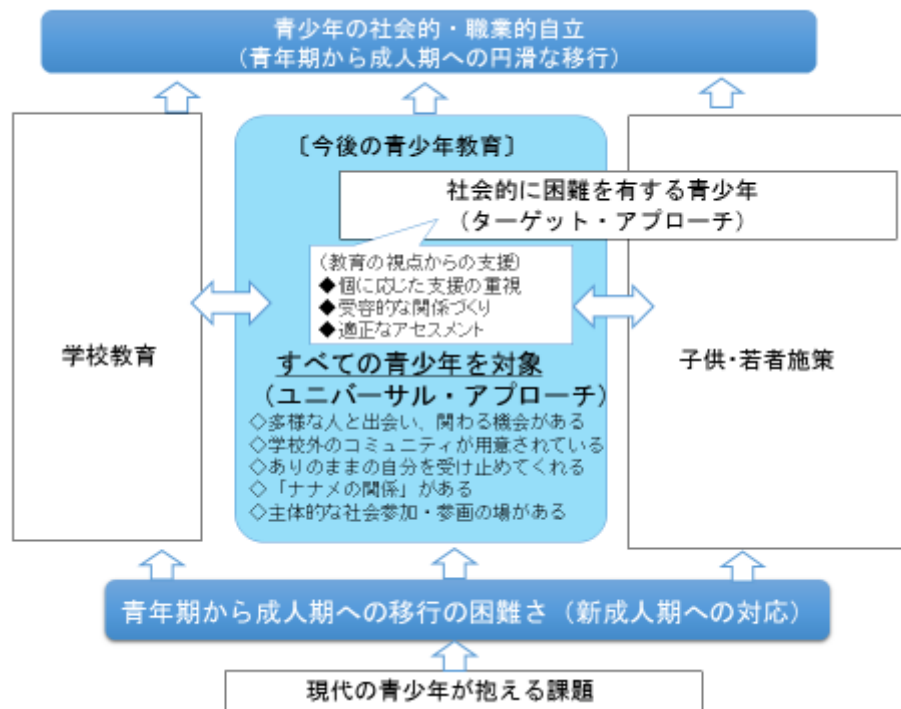


図6 今後求められる青少年教育の役割

- 青少年教育には、家庭・学校以外のコミュニティを用意し、ありのままの自分を受けとめてくれる場(居場所)をつくることや、親や教師等の大人から与えられた役割をこなすことではなく、青少年たちが社会を構成する人々との間でつながりや関係性を豊かに構築できる時間、空間を確保し、その中で、自分で役割を見つけ、自分の意思で行動できる力を身に付けることが期待される。言い換えれば、青少年教育には青少年たちの「自己形成空間」⁴⁰を提供することが求められている。
- 青少年教育の機会とは、教育の枠にとどまることなく、地域コミュニティの中で、遊び場・居場所づくり、文化・スポーツ活動、環境学習、国際交流・多文化共生、地域づくり・まちづくり、障害のある人たちとの交流、キャリア・職業教育といった多様な分野で展開されることが望まれる。
- 青少年施設や遊び場等といった実体的な場の確保が必要なことはもちろんであるが、インターネット上のバーチャルな領域も人々が交流するコミュニティの一つとして捉え、積極的にアプローチを行うことが大切である⁴¹。

⁴⁰ 教育哲学者の高橋勝は、子供の「自己形成空間」を、子供が様々な他者・自然・事物とくかわりあうなかで徐々に形成されてくる意味空間であり、相互に交流し合う舞台であるとしている。『子どもの自己形成空間－教育哲学的アプローチ』川島書店 平成4(1992)年

⁴¹ もちろん、インターネットやSNSが青少年の育ちにもたらす「負の影響」を踏まえておくことも忘れてはならない。

- それらの取組で重視すべきは、青少年が自らの技や知恵を使って実践し、直接体験する「体験学習」を基本に据えることである。体験を通じた学び⁴²(主体性や問題解決能力を高め、協調性や感受性を伸ばす、あるいは集団づくりを行うこと)を通じて、青少年が社会参画への意識や市民性の基礎を身に付けることができるようになっていくのである。

⁴² 近年学校教育においても体験学習の重要性が指摘されているところであるが、学校教育において体験学習を導入する上での課題は、授業時間の枠内での実施を余儀なくされることである。しかし、学校教育における体験学習の機会を、全ての青少年が体験学習に触れるというきっかけをつくることには有効である。青少年教育の役割は、青少年の興味関心に基づき、発展的学習の機会を提供することにある。

第3章 青少年教育の推進者とその役割

- 第2章において、これまでの若者支援政策は、社会生活を送る上で困難を有する青少年を主たる対象としたターゲット・アプローチを中心に展開されてきた状況を指摘したうえで、それを基底的に支える全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチが重要であることを指摘した。
- 本章においては、今後の青少年教育の推進者として、どのような人材と役割が求められているのかについて検討していきたい。

1. ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカー

- ユニバーサル・アプローチを効果的に展開していくためには、支援手法としてのユースワークが重要であることは先に述べたが、その担い手をイギリスや北欧をはじめとしたヨーロッパ諸国では、ユースワーカーと呼んできた。
- ユースワーカーは、ユースワークを企画運営するスタッフの総称であり、イギリスにおいては、専門職として認知されている存在である。
- ユースワークには様々なアプローチがあり、①ユースセンターのような施設を拠点として展開される施設基盤型ユースワーク(Centre-based youth work)や②宗教団体を基盤とする信仰基盤型ユースワーク(Faith-based youth work)、③地域社会全体を拠点とする地域基盤型ユースワーク(Community youth work)、そして④学校に入り込んで活動をする学校基盤型ユースワーク(School youth work)などがある。他にも、⑤地域の若者がいる場所に出向いて活動するストリートワークや⑥デタッチド・ユースワーク(Detached youth work)⁴³、⑦アウトリーチ・ユースワーク(Out reach youth work)、⑧移動型ユースワーク(mobile youth work)さらに近年では、ゲームやパソコンのなどの⑨電子デバイスを使ったり、オンラインを舞台にするデジタルユースワーク(digital youth work)という分野もある⁴⁴。

⁴³ 既存の施設に來ない若者に直接働きかけるために街頭に繰り出して展開するユースワークのこと。

⁴⁴ 両角達平「ユースワークと何ですか」

<https://tatsumarutimes.com/archives/24982>（最終閲覧日：令和3(2021)年9月13日）

両角氏の指摘によれば、ユースワークの起源は、19世紀の産業革命を得たイギリスにあるといわれており、近代社会の発達の中程で、変容する若者のニーズに応える形で、YMCA・YWCA、ボーイズ・ブリゲード、ボーイスカウト、ガールガイド、セツルメント運動などの「青少年運動(youth movement)」を中心にヨーロッパ各地に広がっていった。現在、EU(ヨーロッパ連合、平成5(1993)年設置)を中心に展開されている「若者政策(youth policy)」の下で、ユースワークは重要な位置づけを占めているが、その契機となったのは、ヨーロッパにおいて1980年代から若者の失業率が高まり、子供が大人に成長する時期である「移行期」において、様々な課題が生じたためであるといわれている。

- ユースワークが「学校や家族及び同輩集団から独立して青少年に関わる問題に取り組み、様々な助言を行うことで独自に青少年と向き合い、学校の確立された体系を補完することを目的」⁴⁵とすることを踏まえ、ユースワーカーの役割は、「ワーカー自身と青少年、あるいは新たに出会う青少年同士の対話を通じて、青少年自身の考え方を引き出す機会を持ち、必ずしも既存の規範や価値観に合うものでないにせよ、青少年たちが自分自身の知識や理解を生み出すこと」⁴⁶とされる。
- ユースワーカーの勤務形態としては、常勤、非常勤、ボランティア、フリーランスなど様々であるが、イギリスでは、ユースワークに関わる職員を「プロフェッショナルユースワーカー」⁴⁷と「ユースサポートワーカー」⁴⁸に区分している。
- イギリスにおけるユースワーカーの活動場所は、ユースサービスを展開するために各地区に設置されたユースセンターや街頭、あるいは就労センターや学校等、10 のカテゴリーに分類される(表4参照)。
- ヨーロッパの取組と比べ、日本におけるユースワーカーに関する認知度はすこぶる低いのが現状である。しかし、ユースワーカーを公的に位置づけ、配置している事例もある。その代表的なものが、公益財団法人 京都市ユースサービス協会である。同協会では、ユースサービス⁴⁹の理念に基づいて、市内7ヶ所にある青少年活動センターに関わるスタッフをユースワーカーと呼んでいる⁵⁰。また、都内の青少年教育施設においても、そのスタッフをユースワーカーと位置づけている事例⁵¹もある。

⁴⁵ Furlong, Andy, 2013, *Youth Studies: An Introduction*, Routledge

⁴⁶ Coburn, Annette, 2010, "Youth Work as a Border Pedagogy", Janet Batsleer, Davis Bernard eds., *What is Youth Work?*. Learning Matters Ltd., pp.33-46

⁴⁷ プロフェッショナル・ユースワーカーになるためには、高等教育機関の特定のコースを修了し、学位を取得する必要がある。約30の大学・高等教育機関で養成コースが開設され、概ね2年間の履修により、基礎的なユースワーカー資格を得ることができるとともに、大学院レベルのコースでさらに上位の資格を取得することもできるようになっている。(参考:『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店 平成24(2012)年 p.593)

⁴⁸ ユースサポートワーカーは主に実際の職業経験(雇用・ボランティアの両方を含む)に基づき得られる職業資格である。雇用されているか、ボランティアとしてユースワークを行ってきた者で、補助的あるいはサポートの役割にある者を対象とする。

⁴⁹ イギリスにおいて、余暇活動を通して青少年のパーソナリティ形成をめざす広義の教育的援助事業をさす。(前掲32 p.173)

⁵⁰ 公益財団法人 京都市ユースサービス協会については、以下のURLを参照のこと。
<http://ys-kyoto.org/> (最終閲覧日 令和3(2021)年5月2日)

⁵¹ 例えば、世田谷区が設置する青少年交流センターのスタッフがユースワーカーと呼ばれている。

表4 イギリスにおけるユースワーカーの活動場所の分類

	活動場所	補足（資料に記載があったもの）
1	ユースクラブ、ユースセンター	地方当局やボランティア組織が運営する施設である。
2	図書館、協会、モスク、病院 診療所等	
3	出張訪問、街頭	公園やバス待合所、ショッピングセンター、あるいは街頭において若者に会い、目的有る関係を形成する。
4	バス等（移動可能な車両）	バスその他乗り物により特定の地域を訪問し、若者が互いに会い、プログラムに参加したり、情報・アドバイスを得る機会を提供する。
5	学校・F E (Further Education) カレッジ	学校時間外のフォーマルでない活動の提供や、PSHE 教育（人格的・社会的発達支援の教育）およびシティズンシップ教育を通じたフォーマル教育への貢献
6	スポーツ・芸術に関する組織	
7	ユース・カウンシル (若者協議会)	
8	情報・助言・カウンセリングのプロジェクト	
9	特定問題に関するプロジェクト	特定の若者集団に対象を絞った活動。例えば社会的養護から離れた若者や若い女性、LGBT の若者など
10	コミュニティ横断的活動および 国際的活動	

出典：井上慧真「イギリスにおけるユースワーカー養成に関する一考察」京都大学『教育・社会・文化：研究紀要』平成 28（2016）年 p.2

- 日本においても 2000 年代以降、ユースワークやユースワーカーの役割に関心が集まってきた⁵²。その背景には、不登校という問題を、子供が「登校した」とか、働けなかった若者が「就職した」という事象のみを捉えて、問題が解決したと考えるという支援のあり方そのものへの疑念が提起された⁵³ことが挙げられる。
- ユースワーカーに期待される役割は、教育、福祉、雇用・就労といった既存の行政領域の枠組みを乗り越え、青少年の個々のニーズに応えることに止まらず、将来その青少年たちが生活していく地域や社会の中で、人々と支え合い、関係を築きながら、生きていく力を青少年自身が獲得することを支援するためのユニバーサルな支援を行うことである。

⁵² 水野篤夫「若者を基盤としたユースワークの展開とそこにおけるスタッフの専門性」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』東洋館出版社 平成 29(2017)年 p.101

⁵³ 単なる課題対応、解決として捉えるのではなく、その当事者である青少年自身の発達や人格形成を考慮した支援という捉え方が求められる。

2. 青少年教育の推進者

(1) 青少年教育・青少年援助を担う NPO 関係者等をユースワーカーに

- 次に、これからの青少年教育を推進する者をいかにして確保していくかについて検討する。
- 戦後日本の青少年教育の歴史を振り返れば、社会教育行政、特に都市部の社会教育では旧青年学級振興法⁵⁴における青年学級主事や民間の青少年団体(地域子供会、少年団、青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等)の指導者が、主たる青少年教育の推進者であった⁵⁵。
- 現在でも、民間の青少年団体は活動を展開しているものの、特に地縁的關係に基づいた活動は停滞しているのが現状である。
- それに代わって、青少年教育の推進者として、重要な役割を果たしているのが NPO をはじめとしたアソシエーション型の団体である。
- これらの団体は、都内の青少年教育施設や中高生向けの児童館の指定管理者として、施設の運営を担当し、青少年のニーズに即した柔軟な事業⁵⁶を展開している。
- 今期の審議会では、青少年の育成に関わる NPO の関係者を招き⁵⁷、団体としてのミッションに基づき、それぞれの団体がどのような活動を展開し、いかなる課題を抱えているかについて、報告を行っていただき、多くの知見を得ることができた。

⁵⁴ 勤労青年の教育機会として、実際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を習得させるとともに、一般教養を向上させることを目的として、昭和 28(1953)年に施行された法律。平成 11(1999)年に廃止された法律。

⁵⁵ この他にも東京都独自の制度として青少年委員がある。これは昭和 28(1953)年に学校区単位で「青少年の余暇善導及び青少年団体の育成に直接携わる者」を任命する制度であった。その後 1965(昭和 40)年の都区事務移管に伴い、区市町村が設置する職となった。しかし、青少年委員制度を維持する区市町村も年々減少の一途をたどっている。

⁵⁶ 本審議会では、第3回全体会(令和元(2019)年 11 月 25 日)に文京区青少年プラザ「b-lab(ビーラボ)」(指定管理者:認定特定非営利活動法人カタリバ)と調布市青少年ステーション CAPS(指定管理者:NPO 法人ちょうふこどもネット)の担当者を招いて、青少年教育施設の運営や事業についての報告を得た。

⁵⁷ 報告者として招いたのは、認定特定非営利活動法人 夢職人 理事長の岩切準氏(令和2(2020)年 11 月 30 日、第8回全体会)、一般社団法人 ウィルドア 共同代表理事 竹田和広氏(令和2(2020)年 12 月 17 日、第9回全体会)、認定特定非営利活動法人 育て上げネット 理事長 工藤啓氏(令和3(2021)年2月 12 日、第 10 回全体会)の3名である。※いずれもオンライン会議で開催。

- これらの報告からは、今後の青少年教育のあり方を展望していく上で、ノンフォーマル教育として青少年教育の視点が不可欠であり、学ぶ主体としての青少年や彼ら彼女らを取り巻く生活環境に応じて多様かつ柔軟なアプローチが要求されていることがわかった。
 - ユニバーサル・アプローチを多様かつ充実したものとして展開していくためには、青少年教育や青少年援助、若者支援をミッションに掲げるNPO 関係者等を今後の青少年教育を推進する第一線の担い手であるユースワーカーとして位置づけることが重要である。
- (2) ユースワークの一翼を担うユースソーシャルワーカーの役割
- ユースソーシャルワーカーは、青少年教育・青少年援助の取組の中で、社会的不利益あるいは個人的困難を有する青少年を対象とし、個に応じた支援(ターゲット・アプローチ)を行う者の総称として捉えることができる。
 - そういった意味では、東京都が設置している都立学校の不登校・中途退学対策を担う東京都教育委員会会計年度任用職員(ユースソーシャルワーカー)⁵⁸だけでなく、ターゲット・アプローチを行うNPOの職員等もユースソーシャルワーカーとして見なすことができる。
 - ここで留意したいのは、ユースソーシャルワーカーが支援の対象とする青少年は、社会的、心理的、身体的な困難を抱えているために、その問題の克服(例えば、就労支援や福祉サービスの受給等)自体にユースソーシャルワーカーの意識が焦点化されてしまうことにより、支援対象の青少年を支援する「客体」に止めてしまうという傾向がある場合も少なくない。
 - ユースソーシャルワークは、ユースワークの一翼を担う取組であることを認識し、青少年自身が主体として社会の中で育ち、自立することを支援するとともに、多様な人々とつながり、結びついていくことへの支援者であることを忘れてはならない。

⁵⁸ 東京都教育委員会が会計年度任用職員として採用しているユースソーシャルワーカーには就労系と福祉系の職員がおり、採用条件として、就労系にはキャリアコンサルティング技能士の資格等を、福祉系には社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を求めている。

(3)ユースワーカーの助言者としての社会教育主事

- 次に、青少年教育を推進する行政職員の役割を考えていく。そこで第一に想起されるのは、教育行政の専門的職員である社会教育主事の役割に注目することである。社会教育主事は、社会教育法第9条の2に規定される都道府県及び市町村教育委員会の事務局に置かれる社会教育の専門職員であり、教育公務員特例法第2条第5項に指導主事とともに併記される専門的教育職員である。また、社会教育主事の職務は、「社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える」ことである⁵⁹。
- 指導主事の役割が「上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の事務に従事する。」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第3項)と明確であるのに対して、社会教育主事の場合は、「社会教育を行う者」が誰を指すのかが、不明瞭であるということがよく指摘される。
- かつては、社会教育施設職員(青少年教育施設職員を含む)や社会教育関係団体⁶⁰(青少年教育団体を含む)のこと指していたが、現在ではその中に社会教育の推進を活動に掲げた特定非営利活動法人(NPO)⁶¹の関係者も「社会教育を行う者」の範疇として捉えることができる。
- これを今後の青少年教育振興の文脈に即して考えれば、社会教育主事の現代における役割は青少年教育や青少年への援助・支援に取り組むNPO関係者に対し、「専門的・技術的な助言と指導」を行うことであると解釈⁶²できる。
- 青少年教育を担当する社会教育主事には、行政職員という立場からユースワーカーへの助言者としての役割発揮が期待される。
具体的に期待される役割としては、青少年教育に関する調査研究機能の発揮、青少年教育NPOの交流機会の提供、NPO等が企画した青少年教育事業の実施に関する助言、学校教育と連携する際の支援等が挙げられる。

⁵⁹ 社会教育法第9条の3は、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。」と規定している。

⁶⁰ 社会教育法第10条に規定される法律上の概念で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」とされる。その代表的なものが青年団や女性団体、PTAなどである。

⁶¹ 特定非営利活動促進法第2条別表には、「2. 社会教育の推進を図る活動」や「13. 子どもの健全育成を図る活動」が挙げられている。

⁶² かつて青年学級を運営する青年学級主事に対し、社会教育主事が助言を行うという図式と同じ構図で捉えることができる。

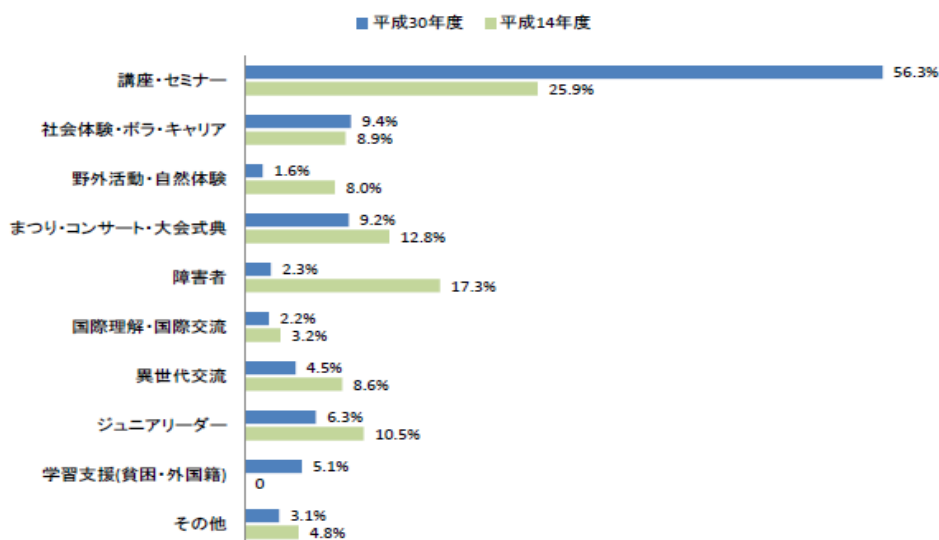
第4章 東京都における今後の青少年教育振興の在り方

1. 青少年教育事業の現状を把握する

(1) 区市町村における青少年教育施策の現状

- 青少年教育に関する社会の関心は高いとは言えないのが現状である。例えば、「令和元年度 区市町村生涯学習・社会教育行政データブック」(発行:東京都教育庁地域教育支援部)によれば、東京都における青少年教育施設は、区部 22 館、市部 11 館、島しょ部1館の計 34 施設のみであり、青少年教育施設を設置していない区市町村が全体の約 67%という状況である。
- 表5では、平成 14 年度と平成 30 年度における青少年教育事業の内容に関する比較を行った。

表5 青少年教育事業の内訳(平成 14 年度と平成 30 年度の比較)



(出典) 東京都教育庁地域教育支援部「区市町村の青少年教育事業調査」令和元年 6 月

- これを見ると、①講座・セミナー形式の割合が大幅に増加していること、②野外活動・自然体験の機会提供が減少していること、③障害者への学習機会の提供が減少している⁶³こと、④異世代交流やジュニアリーダーといった青少年の組織的な教育活動の機会が減少していること、⑤平成 27 年度に生活困窮者自立支援制度が施策化されたことにより、中学生世代の学習支援事業が実施されるようになってきたこと等の特徴が見られた。

⁶³ 障害のある青少年への学習機会の提供は、これまで「障害者青年学級」という形で社会教育事業として位置づいてきた経緯があるが、現在では、障害者青年学級の所管が障害福祉部局に移管されるというケースが多くなってきたこともその一因であろう。

- この中で、特に注意を払わなければならないことは、自然体験や異世代交流、ジュニアリーダーといった青少年教育の組織的な活動の機会が減少していることである。この背景には、行政の担当者から見れば、「手間をかけて事業を企画しても参加者がなかなか集まらない」、「青少年側のニーズがない」等の理由があると考えられる。
- 上記の状況を見れば、少子高齢化社会の進展に伴い、財政規模が縮小傾向にある中で、学校教育と違い法必置でない青少年教育施設や事業に対し、十分な手当てがなされていないというのが区市町村の現状であり、青少年教育に力を入れる区市町村とそうでない区市町村の差が大きくなっていることも特徴的である。
- このような状況の中で、一部の区市町村では、中高生世代向けの施設を設置するという動きも出てきていることに注目する必要がある。そのきっかけとなったのは、平成9(1997)年に杉並区が設置した児童青少年センター(ゆう杉並)である。その後、中高生向けの児童館を設置する動き⁶⁴が一部の区市でみられるようになった。それとともに、教育行政でも文京区青少年プラザ(b-lab)や世田谷区の青少年交流センターなどが設置されるに至っている。

(2)東京都における青少年教育施策の現状

- 東京都における青少年教育事業は、都内に7か所あった青年の家が担っていたが、平成10(1998)年1月、東京都教育委員会は「青年の家・再編整備計画」を決定し、青年の家を廃止し、新たに「ユース・プラザ」2か所へ再編整備する方向性を打ち出した。その整備方針において、「青少年の自立と社会性の発達を支援する社会教育施設」というコンセプトの下、①体験学習の拠点、②主体的活動や交流の拠点、③青少年の自立(律)を促す拠点、④ネットワークの拠点という4つの拠点機能を掲げて、平成16(2004)年度に区部ユース・プラザとして「東京スポーツ文化館(通称:BumB)」が、平成17(2005)年度には多摩地域ユース・プラザとして「高尾の森わくわくビレッジ」が開設された。
- ユース・プラザは、青少年が様々な体験活動、集団活動の中で交流や自己表現を経験できる機会と場を提供することを目的とした宿泊型青少年教育施設である。また、施設の運営方法はPFI(Private Finance Initiative)⁶⁵の手法を導入した。

⁶⁴ 港区(子ども中高生プラザ)、渋谷区(児童青少年センターフレンズ本町、代官山ティーンズ・クリエイティブ)、豊島区(中高生センタージャンプ)、調布市(青少年ステーションCAPS)等がある。

⁶⁵ PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。PFIに期待される効果としては、①民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できること、②国や地方公共団体の事業コストが削減されること、③より質の高い公共サービスが提供されること等が挙げられている(内閣府HPより)

- 東京スポーツ文化館は、青少年を中心に、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通して交流、学習、研修活動など多様な活動が可能な文化・スポーツ型施設であり、年間宿泊利用者数 40,154 名、活動施設利用状況は 7,077 団体、利用延べ人数は 230,132 名（令和元年度実績）である。
- 高尾の森わくわくビレッジは、多摩地域の自然環境や野外施設を生かした多様な体験学習活動や交流を行う野外活動型施設である。提供施設は、テントサイト（100 名収容可能）、野外炊さん場、キャンプファイヤー場等を備えた野外活動施設のほか、体育施設、各種の文化・学習施設を提供している。年間宿泊利用数は 31,909 名、活動施設利用状況は、8,466 団体、利用延べ人数は、228,556 名（令和元年度実績）である。
- 青少年の施設利用状況については、東京スポーツ文化館では、青少年の利用の占める割合が宿泊施設及び文化・スポーツ施設で 50%を超えており、高尾の森わくわくビレッジにおける青少年の利用の占める割合が宿泊施設で 70%を超え、文化・スポーツ・野外活動施設では 80%を超えているように、施設の設置目的にかなった利用状況となっている。
- このように施設利用については、青少年教育施設として一定の役割を果たしていると考えられるが、社会教育事業（青少年教育事業）においては、大きな課題があると言わざるを得ない。
- 表6にユース・プラザで実施する社会教育事業の内容を示した。社会教育事業は、毎年東京都側が示す方針等に基づき、東京都教育委員会とPFI事業者そして民間有識者で構成される社会教育事業企画委員会において、事業者側が企画案を提示し、それを審議の上 決定するという方式を採用している。
- この方式を導入して約 20 年が経過しているが、現在のユース・プラザにおける社会教育事業の実施状況を見る限り、①事業内容の固定化がみられること、②青少年のニーズを把握・分析し、施設特性を踏まえた事業内容となっているとは言えないこと、③都と区市町村の役割分担を踏まえた事業の企画がなされているとは言えないこと、等の課題がある。

表6 ユース・プラザの社会教育事業(令和元年度)

区部ユース・プラザ (BumB東京スポーツ文化館)				
	事業名	ねらい	対象 実施形態・実施回数	参加者数 (延べ人数)
1	チャレンジ・アシスト・プログラム	・若者(18-30歳)グループに社会参画や課題解決の機会を提供	・企画コンペ方式で5団体程度に助成	6団体に 助成
2	子供のお仕事塾	・小学生のキャリア教育の機会提供	・小学校高学年 ・日帰り 2回	34名
3	親子の江戸・東京探検倶楽部	・伝統文化を理解する ・コミュニケーション力をつける	・小学校4-6年程度 ・日帰り 2回	28名
4	楽しい科学教室	・創造力、想像力をつける ・知的好奇心を伸ばす	・小学校4-6年 ・日帰り 3回	58名
5	伝統技術体験ワークショップ	・知的好奇心を伸ばす ・伝統文化を理解する	・高校生～大学生等青年 ・日帰り 3回	41名
6	高校生世代チャレンジ・プログラム	・企画力、創造力をつける ・社会参画、社会貢献力をつける ・コミュニケーション力をつける	・高校生世代 ・日帰り 11回	321名
7	探究体験講座「ふしぎのタネの育て方」	・創造力、想像力をつける ・知的好奇心を伸ばす	・小学校3-6年 ・日帰り 3回	45名
多摩ユース・プラザ (高尾の森わくわくビレッジ)				
	事業名	ねらい	対象 実施形態・実施回数	参加者数
1	Try!!Kids English guide around Mt.Takao!!	・国際理解力をつける ・知的好奇心を伸ばす	・小4～小6 ・1泊2日	中止
2	わくわくの森キャンプ	・異年齢集団活動で社会性を獲得 ・体力向上、よりよい生活習慣の習得	・小3～小6 ・3泊4日	34名
3	わくわくの森 YOUTH CAMP	・中高生に学校外の場での仲間づくりを支援する	・中1から高3 ・3泊4日	21名
4	English Camp ～Let's communicate!～	・コミュニケーション力をつける ・国際交流を通じて、英語に親しむ	・中学生 ・2泊3日	29名
5	小学校教師と小学校教師になりたい大学生のためのアドベンチャープログラムの手法を用いた学級経営講座	・クラス運営のヒントとなるプログラム体験によるスキルアップ ・教育力の向上	・小学校教員、小学校教員を目指している大学生 ・日帰り 1回	9名
6	おやじと子のキャンプ	・親子が対話する機会を提供する ・子育て支援の情報交換を行う	・小3～小6とその保護者 ・1泊2日	32名
7	ひとり親家庭の1DAY プログラム	・親子がゆっくり対話できる機会の提供 ・親同士の交流機会の提供	・5歳～小6のひとり親家庭の親子 ・①日帰り 2回 ②1泊2日 1回	①47名 31名 ② 8名
8	僕たちのキャンプ	・コミュニケーション力をつける ・生活スキルを身に付ける	・①中1～高3、②小3～小6 ・1泊2日	①10名 ② 中止
9	ユースソーシャルワークって何?	・ユースソーシャルワークの理論的学習 ・基礎的支援技術の修得機会の提供	・青少年指導者等 ・1泊2日	16名

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった事業が多くあるため、令和元年度の事業実績を記載した。

- 現在のユース・プラザの運営は、宿泊施設や文化・スポーツ施設の提供といった観点からは、青少年を中心に幅広い層の世代を受け入れ、一定以上の稼働率を保っていると言える。しかし、東京都が設置する青少年教育施設としての機能(特に主体的な活動・交流の拠点、青少年の自立を支援する拠点、ネットワークの拠点)は、十分に発揮されているとは言い難い。本来ならば、これらの機能は、社会教育事業として具現化されることが求められているが、現在の社会教育事業は、講座型・単発イベント型のものばかりが実施されており、本審議会でも検討してきた現代の青少年教育の課題解決につながらないという問題を抱えている。

2. 東京都における今後の青少年教育振興の考え方

(1)区市町村との役割分担の考え方

- 青少年教育振興を進めていく上で、区市町村と東京都との間で適切な役割分担のあり方を考えていく必要がある。
- 青少年教育が学校教育と密接な関係をもって振興されるべきことを考えると、従来の行政の役割分担論に従って、乳幼児期から思春期(中高生世代)までの青少年への対応は区市町村が担い、青年期(高校生を含む)以降の青少年への対応は東京都が担うということが基本となろう。
- 令和4年4月1日から施行される民法では、18歳を成年とするとしている。つまり、高校段階には「子供」としての高校生と「成年」としての高校生が混在すること⁶⁶になる。
- これまで検討してきたように、高校生段階は「学校から職業への移行(School to Work)」という観点から見ると、成人になるための準備期間であるという位置づけを持つ。また、高度情報化社会の下で生じてきた「新成人期」の課題を克服するという点からも「青年期から成人期への移行」という問題も重要になってくる。つまり、少なくとも高校生段階から成人になるための教育機会、学習機会を設けていくことが不可欠である。これが、東京都が、高校生段階からの青少年教育を担う理由である。
- また、東京都には広域行政の立場から、区市町村単独では実施することが難しい事業(例:障害のある青少年への体験活動機会の提供等)を補完的に実施する役割を果たすことが期待されている。

⁶⁶ 平成 27(2015)年に公職選挙法の改正により、既に 18 歳の者に選挙権が与えられている。

(2) 青少年教育振興における区市町村の役割

- 上記を踏まえ、青少年教育振興における区市町村の役割を整理すると以下のようになる。

ア. 身近な生活圏で青少年(主に学童期)の活動機会や場をつくる

- 学童期(主に小学校段階)における行動・活動範囲は、主に小学校区を基本とした身近な生活圏が想定される。この生活圏における青少年教育の場としては、児童館をはじめ、冒険遊び場(プレーパーク)や児童遊園、公園などが挙げられる。この圏域の中で「遊び」⁶⁷を中心とした体験活動の活性化が望まれる。
- 加えて、学校施設の開放の一層の推進も重要である。小学校・中学校は身近な生活圏にあり、青少年たちにとって安心安全な活動場所を提供している。また、放課後子供教室では、活動の支援者として、地域住民が参画しているケースが多い。学童期の青少年にとって、保護者や教員以外の大人たちと出会える機会をつくることは重要である。

イ. 区市町村の圏域で青少年(主に中高生)の活動機会や場をつくる

- 中高生段階になると、その行動範囲も広がっていく。区市町村レベルの圏域で、中高生世代に対するノンフォーマル教育⁶⁸の機会をどのように提供していくかが課題となる。
- この圏域においては、本審議会でも事例報告を依頼した文京区青少年プラザ(b-lab)や調布市青少年ステーション CAPS のような、中高生世代を対象とした青少年教育施設(もしくは児童館)が果たす役割は大きい。これらの施設に共通していることは、中高生が自分らしく自由に過ごせる場を提供するとともに、中高生たちが主体的に関係性を築いていくための、強制的ではない、様々な仕掛けが用意されていることである。
- また、中高生が「ここに居場所がある」という感覚が持てるような施設運営に配慮する必要がある。居場所の構成要件としては、「自分がそこに居ることに何の不安も覚えず、気楽に安らげる空間(場所)」と「他者による承認」が挙げられる⁶⁹。

⁶⁷ 「子供の最大の仕事は『遊ぶ』ことである。」とよく言われるが、遊びについての理論を展開した歴史学者 ヨハン・ホイジンガは人間を「遊ぶ人(ホモ・ルーデンス)」と名付けているように、「文化こそ遊びから生まれる」とした。

⁶⁸ 本建議 p.8を参照。

⁶⁹ 日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版 平成30(2018)年 p.250

○ このような場づくりの取組は、ともすると自尊感情や自己肯定感の充足といった観点にばかり目が向くが、視点を変えてみると「青少年が大人になるための準備をするための空間であり、関係性を構築するための空間」を提供するものであると捉えることができる。青少年と成人の境界が不明確になった現代社会において、青少年が成人へと成長していくことを自分自身で確認できる機能⁷⁰を、青少年教育事業や施設がいかにして提供していくか、について検討を深める必要がある。

○ 上記に挙げたような機能を内包した青少年教育施設の運営や事業を企画する上で、ユースワークの視点が重要となり、ユースワークに関する知識や技術を習得したユースワーカーの関与が求められる。

ウ. 社会生活を送る上で困難を抱える青少年へのターゲット・アプローチ

○ 児童虐待や格差の問題がクローズアップされる社会状況の中で、区市町村には乳幼児期の段階からターゲット・アプローチを充実させる必要がある。

○ この取組は、主として福祉行政を中心に展開されるものであるが、学校関係者のみならず、青少年教育関係者たちが連携し、社会的困難を抱える青少年を早期に発見し、的確な支援策を講じていくことは必須である。

(3)東京都に求められる役割

ア. ユニバーサル・アプローチの重要性を都内各地に広げていく

○ 未来を予測することが困難な社会状況の下で、青少年を取り巻く課題は常に変化し続けていることを踏まえ、青少年の発達上の課題を把握・分析するという役割(いわゆる調査研究機能)を担うことである。そして、青少年教育に関する指針等を打ち出すことが望まれる。

○ そして、そこで得られた知見を区市町村及び都内の青少年教育関係者(NPO関係等)との間で共有し、必要な取組が都内各地で展開されるような仕組みづくりを進めることである。

⁷⁰ 教育社会学者の柴野昌山は、境界性喪失時代における自立の問題をテーマにした著書(『現代の青少年 自立とネットワークの技法(改訂版)』学文社 平成7(1995)年、前掲32)の中で、「一人前考」という論考(pp.70-89)を著しているが、その中で「現代社会の価値体系がはっきりした共通の一人前基準を欠いているために、青少年の自己成長を測定するモノサシを見つけ出すことができない状態におかれる、つまりこの意味でもアイデンティティ獲得が困難になる。現在の自分が本当の自分であるという感覚、すなわち内的な自己同一性が持続的に保持されるためには、社会の側にそれを支える基盤がなければならない。」と指摘している。

- 第一に取り組まなければならないことは、現在の青少年の教育や育成に関する関係者に、ユニバーサル・アプローチ(その手法としてのユースワーク)の重要性を普及していくことである。
- 具体的には、東京都が中心となって、青少年研究に取り組む研究機関や研究者とのネットワークづくりを進めることや実際にユニバーサル・アプローチを実践する団体等と協働し、ユースワーカーの養成・研修の在り方について検討する機会を設定すること⁷¹である。
- 検討を進める上で留意すべきは、青少年教育施設が設置されている区市町村を除き、全ての地域でユニバーサル・アプローチを展開できる拠点を区市町村が整備することは難しい現状を踏まえた対応が求められる点である。
- そこで、注目するのは、青少年教育に取り組む NPO の存在である。本審議会では、実際にユニバーサル・アプローチに取り組む NPO の関係者を招き、NPO が直面する課題や今後の青少年教育施策に対する提案を得たことで、審議会の議論を深めることができた。以下に青少年教育に関わる NPO 関係者の報告の概要を整理した。

⁷¹ 例えば、東京都生涯学習審議会が持つ調査研究機能や施策提案機能を活用するということも考えられる。

報告者: 岩切 準(いわきり じゅん)氏 認定特定非営利活動法人 夢職人 理事長
(<https://yumeshokunin.org/>)

1 団体の概要

(1) 団体名: 認定特定非営利活動法人夢職人

- ・平成 16(2004)年1月 任意団体(社会教育関係団体)
- ・平成 20(2008)年4月 特定非営利活動法人認証取得
- ・平成 30(2018)年9月 認定特定非営利活動法人認証取得

(2) 目的: 子供から大人まで幅広くまた多くの人に対して、社会教育に関する事業を行い、地域社会における人と人とのつながりを育むとともに、ひとりひとりの社会力の育成に努め、もって地域又は社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(3) 種類: ①社会教育の推進を図る活動

②子供の健全育成を図る活動

③以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(4) 事業の内容: ①社会教育に関する企画・運営及びそれを支援する事業

②社会教育に関する人材の交流及びその育成を図る事業

③社会教育を推進するために必要な普及啓発及び調査研究事業

④その他目的を達成するために必要な事業及び各事業に附随する事業

(5) 職員: 常勤職員3名、ボランティア 137 名(令和2(2020)年3月現在)

2 報告概要

(1) 団体のビジョン: 生まれ育つ環境に関わらず、心身とも健やかに成長できる社会

ミッション: 子どもと若者の学びや育ちを社会全体で支える

(2) 展開している事業

ア 事業展開の考え方: 事業の柱となるのは「体験活動」「体験教育」で、学校外での実体験を重視した学びを展開している。

イ 事業の切り口: (ア) 自然体験・野外活動
(イ) スポーツ・レクリエーション
(ウ) 社会・仕事
(エ) 科学・文化・芸術

ウ 主な事業

- 地域子ども体験活動クラブ「キッズクラブ」(平成 16(2004)年～) 小中生対象
→ 多様な体験・学習を通年で実施、連休・長期休業等に宿泊(キャンプ)
- ユースボランティア(平成 16(2004)年～) 高校生から若手社会人を中心に養成
→ 地域教育活動への参加、過疎地域での援農、災害復旧支援等の活動
- プレーパーク(平成 21(2009)年～) 都立木場公園を借用して実施
- ウェブメディア「Eduwell Journal」(平成 25(2013)年～)
→ 子どもや若者の支援に関する教育や福祉などの各分野の実践家・専門家が記者となり、それぞれの現場から見えるリアルな状況や専門的な知見を伝える。
- 自然体験活動「ネイチャーキッズ」(平成 29(2017)年～) 全国の NPO や企業と連携
- 子ども食の支援「Table for Kids」(令和2年(2020)年～)
→ 経済的な事情を抱える親子に対し、地域の飲食店と連携、デジタル通貨を活用した「食」の支援

(3) 現場から見る「青少年教育」の課題

- ・【環境】身近に体験活動を行える「場」があまりに少ない
 - 野外でも施設でも場が少なく、予約が集中するため、場の確保が困難
 - 民間施設では、利用上の制約も多く、利用料金も高い
- ・【費用】経済的な事情から体験活動に参加できない子も多い
 - 「家庭の所得格差＝子供の体験格差」が既に生じている
 - 青少年のボランティア活動への参加についても同様である
 - 多くの子供や若者が参加できるように、参加の補助が必要

非認知能力や自己肯定感等への関心の高まりによって、体験活動へのニーズは年々高まっているが、環境や経済的な問題等から制約が生じている。

- ・【認知】青少年教育(学校外)の場と機会の認知度が低い
 - 「何かある前に」(青少年教育の)存在と魅力を知ってもらう必要がある
 - 家庭や学校での問題が生じた際に、第三の支援者となれる
 - 社会教育に切れ目はなく、幼児期・児童期からのつながりが重要
- ・【支援】青少年教育を推進する団体への支援が不足している
 - はじめる団体はあっても継続が非常に困難である
 - 規模も小さく、専門性のあるスタッフが育てられない
 - ユニバーサル・アプローチを行う団体は、「余暇・趣味」と見られ、寄付や助成等を受け難く、参加者負担の事業収入でしか成り立たない

早期の段階で青少年教育の認知度を高め、継続的な事業運営ができる団体を増やすためのサポートが必要

3 岩切氏のコメント

- ◇私どもの NPO は、ボランティア養成に力を入れている。その理由は、ボランティア活動は、青少年を育てていく事業そのものだから。現在、130 名を超える学生・若手社会人を受け入れ、研修・養成にも力を入れている。ここで得た経験をもとに、自分がやりたいことを自覚し、他の NPO に入職した者をはじめ、目的意識をもって行政職員や民間企業にも就職していく。
- ◇私が NPO を始めた頃(平成 16(2004)年)には、ユニバーサル型アプローチによる活動展開を目指した NPO が多数立ちあがったが、現在では殆ど無くなってしまっている。この背景には、ユニバーサル型アプローチを行う NPO(社会教育を軸に活動を展開する NPO)は、ターゲット型の NPO と比べて、企業等からの寄付金や行政からの事業委託を受けにくいという事情がある。
- ◇都内で体験活動を行える場があまりに少ない。特に自然体験、野外体験の場が不足。(民間施設も利用しているが、料金が高いうえに、利用上の制約も多い。)
- ◇子供たちが地域活動に参加していると、「逆境を乗り越える力を身に付けているな」と感じることが多い。自分の頭を使って、体験から学んでいることを実感している。

報告者: 竹田 和広(たけだ かずひろ)氏 一般社団法人ウィルドア共同代表理事
(<http://willdoor.org/>)

1 団体概要/ビジョン・ミッション

- (1) 名称: 一般社団法人ウィルドア(設立: 平成 27(2015)年5月)
- (2) 体制: 共同代表理事2名、理事1名、正会員9名、従業員1名

Vision

ひとり一人が“自分”と“社会”と共に生きられる未来

- ・社会を生きる一人ひとりが心豊かに生きていける未来をつくっていきます。
- ・自分の強さ・弱さを受け容れ、周りにいる人々＝“社会”のなかで自分の役割をみつけながら生きていける状態を、「個人が豊かに生きられる条件」と定義し、それに向けた活動を行っています。

Mission

そうなるはずなのになれない一人ひとりが在りたい姿に近づくために、適切なきっかけをデザインする

- ・“自分の夢を叶えたい”という人、“なんでもいいから、以下の自分から変わりたい”という人・・・
- 「もっとよく生きたい」という望みは同じでも、一人ひとりが求めているものは多様です。
- 「在りたい姿」になるために、何をしたら良いのかわからない
- 一人ひとりがこう在りたい自分になるために、それぞれにとって今、必要なきっかけを獲得できる環境をデザインすること。そのきっかけに出会える確度を高める環境をつくっていくことが、ウィルドアのミッションです

2 報告概要

(1) 展開している事業の柱

① NPO 等との協働による新しい枠組みづくり

- (例) マイプロジェクト関東事務局 ※NPO カタリバと連携
(学校外での高校生の探究活動を応援するプロジェクト)
- ワンダリングチャレンジ
(全国の高校生によるミッション達成型チーム対抗イベント)
- MAKERS UNIVERSITY ※NPO ETIC と連携
(学校教育の枠からはみ出した高校生の企画に起業家が助成する)

② 企業への協力によるプログラム構築・コーディネート

- (例) キャリア教育講座－働く自分を考える
チームワークを「学ぶ」講座－正解のない社会で結果を出す－
横須賀アントレチャレンジ

③ 学校・地域連携でのモデル構築

- (例) 単発型キャリア教育プログラム提供(都立高校生のキャリア教育に協力)
定期型探究カリキュラムサポート
学校・地域連携モデルの志向

(2) ウィルドアの理念



ウィルドアのこだわり



学びの主役は高校生。
“与える大人”視点(学校か社会か等)ではなく“主役たる高校生”の視点できっかけをデザインし、**「わたしからはじまる学び」**を後押しする。



「在りたい姿でいたい／なりたい」という感情は誰もが持つ願望であり、そこに向かえていない感覚も普遍的に共感される課題だが、個々人によって欲しているきっかけは異なる。ウィルドアでは「在りたい姿に向かいたい個人」の視点を重視し、一般的には「支援対象」にはならない普通の人も含め、自らの可能性を切り開いていけるよう、対象を限定しないユニバーサルなアプローチを試みている。

8

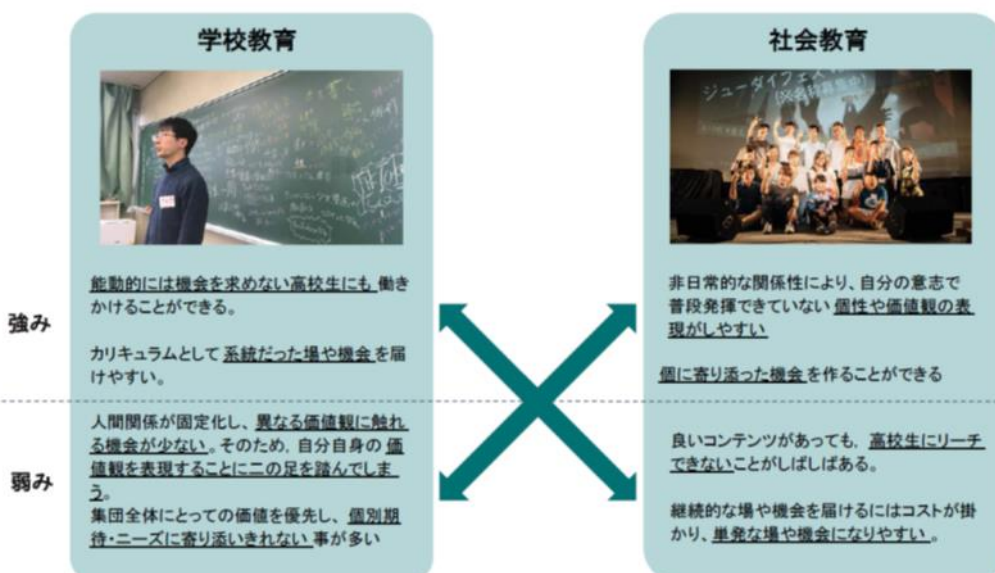
Copyright© 2020 by Willdoor association. All rights reserved.



ウィルドアのこだわり



「学校教育」と「社会教育」には、それぞれ強みと弱みがある。
それぞれの強みで他方の弱みを補い合うように事業を設計。



14

Copyright© 2020 by Willdoor association. All rights reserved.

3 竹田氏のコメント

- ◇私どもの団体は、高校生を中心にしたプロジェクトを企業や NPO 等と連携して企画・実施している。なぜ、高校生にこだわるのかというと、それは自分自身の経験に起因している。
- ◇自分の高校時代は、公立の進学校に通っていたが、学校生活の中である種の「生きづらさ」を感じていた。しかし、教員から学校外のイベントへの参加を促されたことをきっかけに他校の高校生と出会い、話をする中で、自分の価値観や視野の狭さに気づかされた。また、その中で「起業」や「地域」というものに触れ、興味を持つようになっていった。このような経緯から「学びの主演は高校生」「わたしからはじまる学び」というコンセプトが生まれた。
- ◇団体としては、今年で6年目、基本的に常勤3名で運営している。そこにボランティアやインターンなどが常時 20 名ほど関わっている。
- ◇活動をしていて感じることは、学校教育だけでなく、社会教育だけでなく、双方の弱み・強みをうまく生かし合う仕組みを作っていきたいと思い、活動をしている。学校教育は、自分が何をしたいかわかっていない高校生に半ば強制的に働きかけをできるメリットがあるが、人間関係が固定化してしまいがちで、多様な価値観に触れることができない。それに対し、社会教育は個性や価値観を大切にしてくれる。だからこそ、新しい自分を発見、発揮できるチャンスが生まれる。その反面、高校生世代にアプローチできる機会が限られていることと、そんなにコストをかけることができない、資金が少ないから継続的な事業展開が難しい。
- ◇今後挑戦したいことは、①コロナ禍により、逆にオンライン事業の可能性が見えてきたので、その事業化を進めること、②ユニバーサル・アプローチを通じて出会った多様かつ個別なニーズを持つ高校生たちによりよい支援ができるよう、支援者の養成に努めることである。

- いずれの団体も社会教育のスタンスで青少年にアプローチしていくことの重要性を理解しているが、ユニバーサル・アプローチを個々の団体の力のみで展開していくことの難しさを挙げている。
- 一般社団法人ウィルドアの場合は、その課題を克服するために、学校教育との連携の重要性を指摘し、高校での活動を基盤に事業展開を図ろうと試みている。一方、認定特定非営利活動法人夢職人からは、基本的に事業参加者からの参加費を主な財源としており、その結果、社会的に困難を抱える家族の青少年教育事業に参加する途が限られてしまうという問題が指摘されている⁷²。
- 東京都には、これらユニバーサル・アプローチを志向する NPO 関係者の声に真摯に耳を傾けながら、NPO との協働により問題解決に導く方向で取組を検討していくことを望みたい。

⁷² 岩切氏は、報告資料の中で足立区の「子どもの健康・生活実態調査」の結果を提示しながら、地域活動(近所のお祭り、子供会、児童館等の教室等)に参加していると、逆境を乗り越える力を培える可能性があり、特に生活困難世帯の子供の方がその効果が高いというデータを紹介している。(詳しくは、https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/R02/img/sa1_3.pdfを参照。)

イ. 高校教育との連携によるユニバーサル・アプローチの展開

- 青少年教育におけるユニバーサル・アプローチを広げていくために、鍵となるのが、高校教育との連携である。東京都の社会教育行政は、平成 19(2007)年度に都立高等学校に導入された「奉仕」の体験学習を支援する取組を展開して以来、東京都の社会教育行政は、都立高等学校が学校外の社会資源の活用を活性化するための支援⁷³に取り組んできた。
- 令和4(2022)年度から高等学校において、新学習指導要領に基づいた教育課程が実施される。新しい教育課程は「社会に開かれた教育課程」を目指しており、実社会の風を学校に送り込む大きなチャンスとなる。総合的な学習の時間に代わり、高等学校では「総合的な探究の時間」が導入されるとともに、各教科においても実社会との連携を進めることが求められている。また新しい教育課程に対応した教科書の内容にも SDGs の視点が盛り込まれるなど、学校教育がより実社会との接点を求めてきている。
- 青年期から成人期への移行を目指した青少年教育は、学校教育の中で、生徒たちに実社会と触れる機会をつくるとともに、社会人等が積極的に高校の教育活動に関わることにより、生徒たちに多様なロールモデルを提示した取組を充実させることが必要である。一般社団法人ウィルドアの提案にあったように、生徒の関心を自分のキャリア発達に、そして自分の在り方生き方を考えるきっかけづくりを行うことで、青少年教育におけるユニバーサル・アプローチの活性化につなげていくことが可能となる。
- 東京都においては、現行の都立高校改革推進計画新実施計画(第二次)に基づき、「企業や大学、NPO等と連携のもと、普通科高校を中心に都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を実施し、成果をあげている。今後さらに、企業やNPO等との連携を強化し、高校生たちがより多様な社会人と出会い、自分の今後のキャリアを考えるきっかけづくりにつながるよう、このプログラム内容をより社会を身近に感じられるように、そして高校生の主体的参加を促す方向でブラッシュアップ⁷⁴していくことが望まれる。

⁷³ 東京都設定教科科目「奉仕」における体験活動を支援するため、都内のボランティアセンターやNPOに体験学習のコーディネートを委託するという「都立高校教育支援コーディネーター事業」(平成 19-21(2007-2009)年度)を施策化したことを契機に、平成 24(2012)年2月に策定した「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」に、企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立の支援を位置づけ、社会教育行政が教育支援を希望する企業やNPO等とのネットワークづくりを進め、そのネットワークを活用し、都立高校生のキャリア教育や平成 28年度、「奉仕」に代わり、新たに設置した東京都設定教科「人間と社会」における体験学習の支援に取り組んでいる。

⁷⁴ プログラム内容を充実させる方向性としては、参加型学習やPBL(Project-based learning)の手法を取り入れていくことが考えられる。

- 高校生が実社会と触れる経験を積むという意味では、ボランティア活動に参加することも効果が高い。そこで、青少年教育を振興するという観点から、高校生にボランティア活動への参加意欲を高めるアプローチを充実させていくことも重要である。

- そして、近年注目されているのが「校内居場所カフェ」⁷⁵の取組である。学校内に NPO 関係者が入り、教員とは異なった立場から高校生に関わることにより、高校生に「寄り添い型支援」を行えることの意味は大きい。

ウ. 学校外場で青少年対象のユニバーサル・アプローチを活性化させる

- ユニバーサル・アプローチの効果は、学校外場でこそ発揮される。そこで、ユニバーサル・アプローチの機会をどのように拡大していくか、その考え方を示していきたい。
- ユニバーサル・アプローチは、青少年のニーズ(潜在的ニーズも含める)を的確に把握し、そのニーズに応える形で行われることが望ましい。そのためにはユースワークの取組を活性化させていくことが重要である。
- 第2章でユースワーク先進国であるイギリスの事例を紹介したように、ユースワークは多様な場所や機会で実施されることが望ましい。しかし、公的機関が主体となって進める取組としては、①青少年教育施設を基盤とするもの、②地域を基盤とするもの、③学校を基盤とするもの、④青少年事業の実施を通じて実施するもの、⑤SNS等のメディアを活用して実施するもの、などが現実的なものであろう。
- ユースワークの担い手(ユースワーカー)として期待されるのは、第一に青少年や若者支援に関わるNPOの職員であろう。次いで、大学生や若手社会人によるボランティアであろう。「ナナメの関係」という形で表現されることが多いが、親や教員(タテの関係)や友人(ヨコの関係)とは異なり、青少年のニーズを感覚的に捉えられることができるとともに、青少年から親和性をもって迎えられる世代(いわゆる先輩世代)に関わる意味は非常に大きい。そして、青少年教育施設(児童館を含む)職員がユースワーカーとしての知識やスキルを習得しておくべきことは言うまでもない。

⁷⁵ 居場所カフェ立ち上げプロジェクト編『学校に居場所カフェをつくろう』明石書店 令和元(2019)年を参照。また、令和2(2020)年度から東京都立八王子拓真高等学校においても校内居場所カフェの取組(名称:クローバーカフェ)が始まり、成果を上げている(運営は、都立学校「自立支援チーム」のユースソーシャルワーカーが担当している。)

- ユースワークの方法を考える上で、参考となる取組として挙げられるのは、「ロビーワーク」という手法である。これは都市型青少年教育施設の取組として、青少年教育関係者に知られている。具体的には、施設を訪れる青少年のニーズに応じて、職員が利用者に声かけを行う。実際には、活動場所や講座、イベントの説明であったり、青少年の進路、就職、恋愛などの相談や単なる会話だったり、最近の流行についてのおしゃべりを行うのであるが、こうした職員の行為が広義の意味でのカウンセリングやガイダンス、そして青少年同士を結びつけるグループワークの機能につながるというものである⁷⁶。
- 東京都に求められるのは、このユースワークの活動・手法を都内全域に広げていく役割を発揮することである。例えば、「ユースワーカー養成プログラム」⁷⁷を検討し、養成講座を開設し、そこにNPO職員をはじめとした青少年教育関係者に受講を促すことで、都内にユースワーク、ユースワーカーの共通基盤を整えとともに、ユースワーカーがその後も相互研さんでできる仕組み（例えば、研修機会の提供等）の機会をつくる必要がある。
- 加えて、先進的なユニバーサル・アプローチを行う 青少年教育（あるいは若者支援）NPO が安定的に活動を行えるような条件整備に取り組むことも重要である。

エ．東京都が設置する施設等でユニバーサル・アプローチを展開する

- また、東京都が設置・運営に関与する施設等で先進的ユニバーサル・アプローチを展開することが考えられる。
- 東京都は青少年の社会教育施設として、ユース・プラザの運営支援に関わっており、そこで社会教育事業を実施している。その社会教育事業のあり方を抜本的に見直し、ユニバーサル・アプローチの視点から再構築することを検討する必要がある。
- 先述したように、現在ユース・プラザが実施する社会教育事業は、青年期から成人期への移行の困難さに直面する青少年の課題を解決するという視点に乏しいのが現状である。今後は社会教育事業の企画・実施の仕組みや社会教育事業を実施する事業者選定の在り方を含めた見直しが不可欠である。

⁷⁶ 伊藤学『学習支援の観点からみた指導者の役割とその評価ー学習支援の劇場モデル』「国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要 第2号」(平成14(2002)年 pp.57-64。このロビーワークは、都市型青少年教育施設である京都市青年の家(公益財団法人 京都市ユースサービス協会が管理・運営)において実施されている。

⁷⁷ このプログラムの作成にあたっては、社会教育士の養成プログラム(社会教育主事講習等)との整合性を図ることが望まれる。

- また、東京都は平成 27(2015)年に閉館した旧こどもの城跡地を購入し、それを改修する計画(「都民の城(仮称)改修基本計画」)を令和2(2020)年2月に公表した。その計画では、4階の一部を教育施設として位置づけることを打ち出している。現在のところ、令和5(2023)年度に、供用開始予定となっているが、今後の検討の過程において、東京都の青少年教育の一翼を担う場所としての可能性も追求することが求められる。

オ. ターゲット・アプローチとしてのユースソーシャルワークの充実

- 今後東京都が進める青少年教育振興施策は、これまで十分な対応がなされてこなかったユニバーサル・アプローチの位置づけを着実なものにすることに重点を置くべきと指摘してきたが、引き続きターゲット・アプローチの質的向上に取り組む必要がある。
- 東京都が進めるターゲット・アプローチの基軸となる取組として、不登校・中途退学対策の位置づけの下で、都立学校にユースソーシャルワーカーを派遣する「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」と、都立高校の通信制課程に在籍する生徒や都立高校の不登校生徒、そして都立高校を中途退学した青少年への学習支援の場を提供する NPO 等と連携した「学びのセーフティネット事業」の2事業が挙げられる。
- 平成 28(2016)年度から実施している「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」は、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、都立高校生の「学校から職業への円滑な移行」を支援するための役割を担うユースソーシャルワーカー⁷⁸が都立高校等に派遣され、生徒たちの「個に応じた支援」に取り組み、大きな成果を上げている。今では、都立高校関係者にとっては、「チーム学校」を進める上で、スクールカウンセラーと並び不可欠な存在となっている。
- 課題としては、生徒の問題が深刻化してから支援が求められるケースが多く、問題が顕在化する前に未然に防止するための支援を充実させることや、進路支援や就労支援に対する支援の要請が活性化していないこと等がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済状況が悪化し、高卒就職市場にも負の影響がもたらされることが予想される中で、家庭の事情等により進学から就職へと進路変更をせざるを得ない生徒が増加していくと思われる。それに対応するために、令和3(2021)年度から新たに就労系のユースソーシャルワーカー(主任)の配置が認められることとなった。就労系のユースソーシャルワーカー(主任)には、高卒就職指導のノウハウの蓄積に乏しい普通科高校の進路指導体制を強化していくための役割が期待されている。

⁷⁸ ユースソーシャルワーカーは、福祉系と就労系の資格を有する者で構成されている。令和3年度は定数上54名のユースソーシャルワーカーが配置されている。その内訳は、ユースソーシャルワーカー(主任)15名(うち就労系3名、福祉系12名)、ユースアドバイザー6名、ユースソーシャルワーカー(就労系・福祉系)33名となっている。

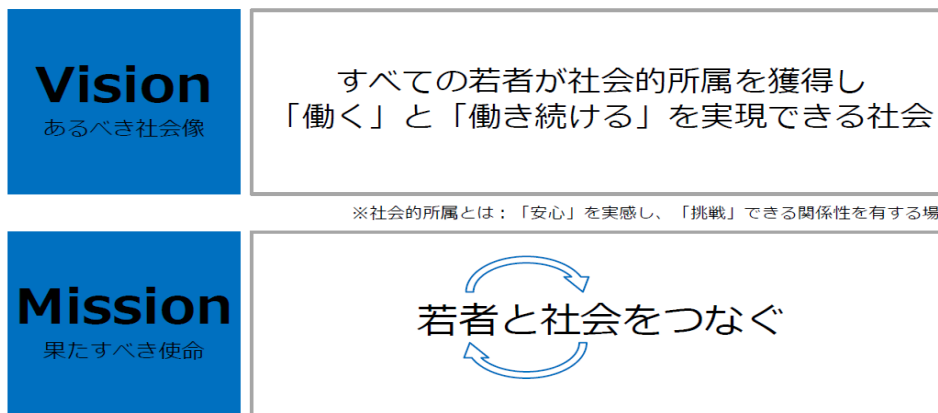
- また、NPO 等と連携した「学びのセーフティネット事業」は、令和元年(2019)年度から施策化され、都内3ヶ所(東部地区、中部地区、西部地区)で取組を展開している。この事業で重要なのは、単なる学習支援事業ではなく、高校生活や社会生活を送る上で様々な困難を抱えている生徒に対し、交流・居場所を提供するとともに、相談機能や各種体験活動の機会を、生徒個々のニーズに応じてきめ細かく提供していくというものである。
- この事業を受託する NPOと都立高校の橋渡し役をユースソーシャルワーカーが務めることにより、NPOと高校関係者との連携が円滑に進んでいるとともに、事業を受託するNPOが地元の自治体や社会資源との連携の実績を有することやコロナ禍の状況にあってもオンラインを活用し、生徒の支援や相談に乗るなど臨機応変な対応を行っている。
- 先に紹介した都民の城(仮称)の教育施設においても、日常生活に悩みや困難を抱える都立高校生への支援を第一の役割として掲げており、今後はこれまでのターゲット・アプローチの取組との整合性を図りつつ、事業効果を高めるための事業スキームを打ち出すことが東京都に期待されている。
- また、今後東京都がターゲット・アプローチをどのように展開すべきかを本審議会として検討するため、主としてターゲット・アプローチに軸足をおいて事業を展開する若者支援NPOの職員から提言を得る機会を設けた。その概要を以下に紹介する。

【第10回全体会】令和3(2021)年2月12日 18:00-20:00（オンライン会議で開催）

報告者：工藤 啓(くどう けい)氏 認定特定非営利活動法人育て上げネット理事長
(<https://www.sodateage.net/>)

1. 団体概要/ビジョン・ミッション

団体名：認定特定非営利活動法人 育て上げネット
認証：平成16(2004)年5月
理事長：工藤啓
理事：8名 監事：1名
スタッフ正規職員(常勤契約職員含む)72名、契約職員(非常勤)：52名



2. 報告の概要

(1) 主な事業

◇若者支援事業

- ・地域若者サポートステーションの運営 ・東京しごとセンター「ワークスタート」
- ・ジョブトレ(若年者就労基礎訓練プログラム、自主事業)

◇教育支援事業

- ・金銭基礎教育プログラム MoneyConnection®
- ・キャリア教育プログラム「ライフコネクション」「モバイルコネクション」

◇学習支援事業

- ・まなびタス(対象：小4-6年、中学生、高校生)

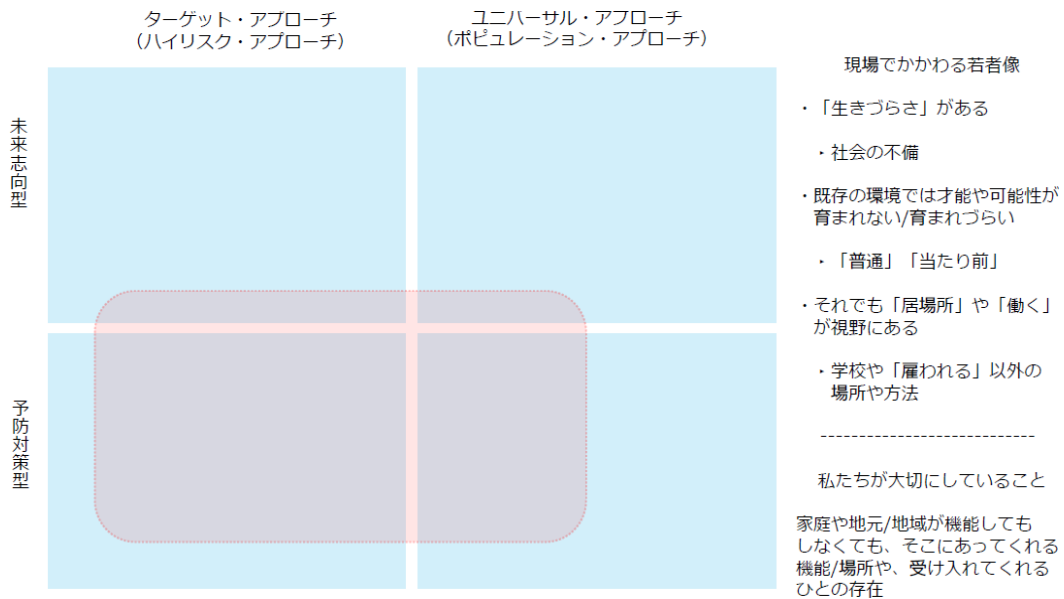
◇保護者支援事業

- ・子どもの将来相談窓口「結(ゆい)」

(不登校、ひきこもり、ニートの状態、就職活動がうまくいかない、子どもを持つ保護者へのサポート)

※企業連携事業(日本マイクロソフト、リクルート、新生銀行、西友/ウォルマートジャパン、J. P モルガン、バークレイズ等)

(2) 育て上げネットの活動領域(赤枠)



(3) 就労支援と就職支援の違い

就労支援:その人に合った「働く」を一緒に考え、その実現に向けて伴走すること

就職支援:「雇われる(採用)がゴール」「採用されるための支援/訓練」

→ 就労支援 ≠ 就職支援

「働く(≡就労)」選択肢は多様、多様な選択肢を獲得する機会を提供する

その際、若者の価値観を重要視、現状での「働く」と将来の「働く」で整理

若者の選択肢を豊かにすることが目的

3. 工藤氏のコメント

- ◇ 支援している若者の中で、サービス産業でのバイトをすることにも困難な状況にいる男性がいた。その彼が、絵が得意であることを知った私は、彼の書いた絵でスマートフォンのケースをつくるというインターネットサービスがあることを提案し、彼もチャレンジしてみたところ、それが有名な漫画家の目にとまったことをきっかけに、彼の作品を購入する人が増えたという例がある。また、支援している 10 代の女性で、一歩も家から出ない方が動画の編集を自分で勉強している間に正社員に採用されたという事例があります。
- ◇ このような話はIT企業特有の話ではありますが、人と関わらなくても仕事ができるという選択肢が生まれたことは、私どものNPOが支援する若者たちにとっては、非常にいいことだとも思います。(もちろん、私自身は人とのふれあいがあった方がいいとは思いますが。) コロナ禍の下で、このように働き方も少しずつ変化しているのだと感じています。
- ◇ ターゲット・アプローチの対象になる若者にとって、インターネット空間を使った働き方、社会とのつながり方が生まれたことで、彼らに多様な働き方が提示される可能性が生まれてきているのです。

- 認定特定非営利活動法人育て上げネットの報告にあるように、ターゲット・アプローチの対象となる青少年たちにとっての社会的・職業的自立に向けて、多様な選択肢を提示できる可能性がインターネットを活用することにより生まれてきている。
- 事例報告をみても、青少年のニーズというのは常に明示的であるわけではなく、様々な理由や背景によって潜在化しているケースが多いことがわかる。特にターゲット・アプローチに取り組む者たちにとっては、そのニーズをキャッチし、それを本人目線で理解しようというスタンスを取ることが重要になってくる。
- このスタンスで青少年に関わるということは、ユニバーサル・アプローチにも通底することであり、全ての青少年の成長・発達を支援する上でも必要なことである。

3. 今後の青少年教育振興を充実するための提言

- 本審議会に招いた NPO 等の関係者から、東京都に対する要望という形で出された主なコメントを挙げると以下ようになる。

【総論】

- ・東京都が直接活動を実施するというよりも、青少年教育活動を担う団体が継続的に活動を推進できるような環境の整備(夢職人)
- ・子供や若者がユニバーサル・アプローチ的青少年教育事業に参加しやすくするための支援・援助(夢職人)

【ユニバーサル・アプローチに関わる団体等への支援】

- ・青少年教育の推進団体向けのコワーキングスペースの開設(夢職人)
- ・都立公園等を活用した体験活動を身近に推進できる環境づくり(夢職人)
- ・「学びの受け手」だけではなくユニバーサル・アプローチに取り組む「創り手」を応援できる制度(ウィルドア)
- ・教員、学校が安心して(ユニバーサル・アプローチとしての)社会教育の機会や場を生徒に紹介できるようにするための資源の集約化・可視化とそこへ接続しやすくするための仕組みづくり(ウィルドア)

【青少年自身に対する支援】

- ・高校生一人ひとりが一歩踏み出せる「場」の設置(ウィルドア)
 - 意志ある高校生であれば、「そこに行けば自身にとって学びの機会が得られる」と感じられる定常的な場
 - 様々な専門性をもった団体と高校生とが出会い、支援が行える場
- ・青少年が多様な「働き方」の選択肢を獲得できる機会の提供(育て上げネット)
- ・青少年自身が自ら創造・発信できる環境の整備・提供(育て上げネット)
- ・青少年がボランティア等社会活動を行う際の費用の助成(夢職人)
- ・青少年が「働く」ことを試せるワークサンプル機能(育て上げネット)

【その他】

- ・多摩西部や伊豆諸島等の東京都の資源を生かした自然体験活動の推進(夢職人)
- ・「ここではないどこかで」を実現できるトリップ機能〔島しょ連携〕(育て上げネット)
- ・青少年にとっての「逃げ場」「駆け込み寺」としての社会的機能(育て上げネット)

- これらの指摘を踏まえ、今後の青少年教育振興を充実するために、東京都に対し、以下の提言を行う。

【青少年教育振興施策の充実に関する東京都への提言】

青少年教育の振興において、今後東京都に求められる役割(提言)

【青少年教育を取り巻く現状】

- ◇ 青少年教育といえば、青少年教育施設に付随した、在学青少年の「体験活動」というイメージが強いのが現状である。
- ◇ また、子供・若者施策という観点から見た場合、社会生活を円滑に送る上で困難を有する子供・若者(子供・若者育成支援推進法)へのターゲット・アプローチに関心が偏る傾向がある。
- ◇ 高度情報化社会の時代に入り、青年期から成人期への移行過程の複雑化・多様化・個別化が進むとともに、「新成人期」といわれる状況も指摘されるなど、青年期概念の拡張(ポスト青年期を含めると、40 歳くらいまで)が指摘されるようになった。
- ◇ 一方、次代を担う人材の養成機能を発揮されることが期待される学校教育は、時代状況に適応した新たな改革に取り組んでいるが、家庭や地域の教育力の低下による学校教育への過度な役割期待や教員の疲弊感の増大、優秀な教員の確保等の課題に直面している。
- ◇ これまでの施策アプローチにおいて、十分に対応ができていないのは、全ての青少年を対象とした「ユニバーサル・アプローチ」の視点である。

【ユニバーサル・アプローチの視点をもった施策を展開する】

- ◇ ユニバーサル・アプローチは、青少年が有している課題を自らの自己形成により克服するために行われるものであり、その延長線上に社会参加力を獲得していくことを目指し取り組まれる。その主たる手法としてノンフォーマル教育の視点やユースワークの手法を取り入れた施策展開が求められる。
- ◇ ユースワークの主な担い手として想定されるのは、ユニバーサル・アプローチを展開する育成に関わるNPOや団体等の職員である。現在、青少年教育施設の運営も指定管理者制度等により、NPO が受託しているケースも少なくない。その結果、様々な創意工夫がなされるとともに、現代の青少年のニーズに即した取組がなされている。
- ◇ 青少年教育を振興する行政の役割としては、ユニバーサル・アプローチを担うNPO 等が持続的に活動を展開できるような支援策を講じるとともに、行政の取組にNPO を積極的にパートナーとして位置づけ、連携・協働を模索することである。
- ◇ また、行政と民間が連携して「ユースワーカー」の養成・研修に取り組むことも重要である。欧州の取組に倣い、ユースワーカーに関する何らかの認定制度の導入等を検討するなど、ユースワーカーのネットワークづくりを進めていくことで、ユニバーサル・アプローチとしての青少年教育の裾野を広げていく必要がある。
- ◇ ユースワーカーへの助言機能を充実し、民間ユースワーカーとの連携を図り、多様な青少年教育事業を展開するためには、社会教育行政の専門職である社会教育主事に期待される役割は大きい。
- ◇ 全ての青少年へのユニバーサル・アプローチという基盤の上に、ターゲット・アプローチを位置づける必要がある。

◇ ターゲット・アプローチを通じて開発された様々な手法は、例えば、障害のある子供へのアプローチや学校からドロップアウトした青少年への学び直し支援、そして、不登校状態にあった青少年の支援等「個に応じた」「個に寄り添った」きめ細かな支援が行われており、SDGs が掲げる“誰一人取り残さない”世界の実現という視点はユニバーサル・アプローチにも反映させるべきである。

【東京都に期待すること】

1. 青少年教育における調査研究機能の発揮
 - ・青少年のニーズを的確に把握する取組を重視する。
2. ユースワーカー等のネットワークを広げる
 - ・養成、認証制度の検討
 - ・研修の仕組み
 - ・ユースワーカー等の専門職のネットワーク化とその事務局機能
 - ・ユースソーシャルワーカーとの協働策の構築
 - ・青少年教育行政の推進者として、社会教育主事によるユースワーカー及びユースソーシャルワーカーへの助言機能の向上
3. ユニバーサル・アプローチを展開する NPO 等への支援
 - ・青少年のニーズを踏まえ、柔軟な青少年教育事業を NPO が実施し、行政はその取組を支援
 - ・青少年のニーズを踏まえ、行政では取り組むことが難しい事業の企画・実施を支援（例えば、NPO による企画提案方式の事業化やユース・プラザの社会教育事業の抜本的見直しに伴う協力要請等）
 - ・ユニバーサル・アプローチが持続的に実施できるような条件整備（単に財政支援に止まらない支援のあり方）
 - ・ターゲット・アプローチとユニバーサル・アプローチとの効果的接続
 - ・18歳以降の青少年への支援を充実させるためには、高校生段階へのユニバーサル・アプローチが重要である。そこで青少年教育に取り組む NPO 等が高等学校とつながる機会づくりを推進する。
4. 東京都が設置する施設等での取組
 - ・本審議会の提言を踏まえたユース・プラザ運営のあり方（特に、社会教育事業の実施）

おわりに

「新たな社会 (Society5.0)」の実現に向け、急速に変化していく中で、複雑化、高度化する社会のニーズに対応していくためには、学校教育終了後においても人々は学び続けること(いわゆる生涯学習)が求められるようになっている。

急激な社会構造の変化は、青年期から成人期へ移行を遂げることの困難さという状況を生み出した。このことは、社会的困難を抱える一部の青少年に生じる問題ではなく、全ての青少年が直面する問題である。この視点は、ポストコロナ時代における青少年教育の在り方を考えていく上で特に重要になってくる。

また、次代を担う有為な人材の育成の役割を一手に担ってきた学校教育も高度情報化社会に対応した教育システムを構築するために、絶えず改善に取り組んでいる。しかし、学校・教員のみで過度な役割を期待するのではなく、次代を担う人材の育成は、社会総がかりで取り組む必要がある。

OECD(経済協力開発機構)が平成 27(2015)年から取組を始めている「Education 2030 プロジェクト」において示した、「OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤) 2030」では、よりよい未来の創造にむけた変革を起こす力として、①新たな価値を創造する力、②対立やジレンマを克服する力、③責任ある行動をとる力を挙げている。

全ての青少年が「よりよい未来の創造に向けた変革を起こす力」を持てるようにするためには、学校教育の役割を補完するとともに、学校教育段階終了後も青年期から成人期への円滑な移行を支援する施策を展開する必要がある。その役割を発揮することが青少年教育に期待されている。

本建議をきっかけに、ユニバーサル・アプローチとしての青少年教育の役割に再び光が当たり、学校教育との連携を深めながら、個に応じた支援の視点に立って、次代を担う青少年を育成する取組が活性化されることが期待される。

参 考 資 料 1

- 1 第 11 期東京都生涯学習審議会委員名簿
- 2 第 11 期東京都生涯学習審議会審議経過

1 第11期東京都生涯学習審議会委員名簿

任期 令和元年9月26日から令和3年9月25日まで

氏 名	所 属	備考
青 山 鉄 兵	文教大学人間科学部 准教授	
酒 井 朗	上智大学総合人間科学部 教授	副会長
笹 井 宏 益	玉川大学 学術研究所 高等教育開発センター 特任教授	会 長
土 屋 佳 子	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科 非常勤講師	
永 島 宏 子	NPO法人じぶん未来クラブ キャリア教育コーディネーター	
野 口 晃 菜	株式会社 LITALICO LITALICO 研究所 所長 国士舘大学非常勤講師	
林 幸 克	明治大学文学部 専任教授	
広 石 拓 司	株式会社エンパブリック 代表取締役	
松 山 亜 紀	株式会社セールスフォース・ドットコム Salesforce.org（社会貢献部門）ディレクター	
山 崎 順 子	目白大学大学院 非常勤講師	

2 第11期東京都生涯学習審議会審議経過

日 程	主 な 内 容
令和元年9月26日 第1回全体会	東京都生涯学習審議会の概要について 会長及び副会長の選出 審議テーマの決定
令和元年10月24日 第2回全体会	区市町村の青少年教育事業（中学生以上）の概況 ユース・プラザの概要
令和元年11月25日 第3回全体会	区市町村の中高校生対象施設の取組に学ぶ ①文京区青少年プラザ b-lab ②調布市青少年ステーションCAPS
令和元年12月19日 第4回全体会	EU及び北欧の若者支援の取組について
令和2年6月22日 第5回全体会 （オンライン会議）	これまでの議論の整理―青少年教育振興の基本的な考 え方の整理にむけて
令和2年7月20日 第6回全体会 （オンライン会議）	「中間のまとめ」（案）について
令和2年8月24日 第7回全体会 （オンライン会議）	「中間のまとめ」（案）について
令和2年11月30日 第8回全体会 （オンライン会議）	「NPO等による青少年を対象とした取組に学ぶ①」 認定特定非営利法人 夢職人 理事長 岩切 準氏
令和2年12月17日 第9回全体会 （オンライン会議）	「NPO等による青少年を対象とした取組に学ぶ②」 一般社団法人ウィルドア 共同代表理事 竹田 和広氏
令和3年2月12日 第10回全体会 （オンライン会議）	「NPO等による青少年を対象とした取組に学ぶ③」 認定特定非営利活動法人 育て上げネット 理事長 工藤 啓氏
令和3年7月7日 第11回全体会	第11期東京都生涯学習審議会 建議（案）について
令和3年8月30日 第12回全体会 （オンライン会議）	第11期東京都生涯学習審議会 建議（案）について

参 考 資 料 2

- 1 とうきょうの地域教育 No.139(令和2年2月 28 日発行)抜粋
- 2 とうきょうの地域教育バックナンバーURL

新たな青少年教育事業の在り方を考える ― 中高生世代の豊かな体験と自立を支援するために ―

新たな青少年教育事業の在り方を考える

― 中高生世代の豊かな体験と自立を支援するために ―

■ 新たな青少年教育事業の構築に向けて

青少年教育とは、青少年に対する総合的な人間形成を目的として、学校以外の場所で行われる教育のことを言います。学校以外の場所で行われるために、これまで社会教育の一領域に位置付けられてきました。

では、青少年教育の「青少年」は、いったい何歳から何歳までのことを指すのでしょうか。例えば、児童福祉法なら 18 歳未満、少年法なら 20 歳未満という定義があるのですが、青少年の範囲を定義する法律はありません。一般的には我が国の将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある人々を指し、平成 19 年 1 月の中央教育審議会答申（以下、「中教審答申」と言う。）「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」では、乳幼児期から概ね 30 歳未満の者を対象としています。第 11 期東京都生涯学習審議会でもこの考えを受け、中高生世代を施策の主たる対象としつつも、30 歳未満の者までを視野に入れ、審議を始めています。

次代を担う青少年を社会的にも職業的にも自立した存在として育成するためには、青少年期を「大人への準備期間」として、人格の基礎を築き、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸長させる時期とするとともに、自らの人生をどのように設計していくかを考える時期として、青少年に過ごしてもらうことが重要となってきます。

中教審答申では、「（青少年が）自己や社会の様々な物事に興味・関心を抱き、知識・技能の獲得や課題の克服、目標の達成等に向かって意欲を持つことが、成長のための行動の原動力となるのであり、青少年期には特に、このような意欲を持って生き生きと充実した生活を送ることが重要である。」と指摘しています。

表1 自身について

（※各設問「はい」回答者割合）

	自分を大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	将来の夢を持っている	自分で国や社会を変えられと思う	自分の国に解決したい社会課題がある	社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している
日本 (n=1000)	29.1%	44.8%	60.1%	18.3%	46.4%	27.2%
インド (n=1000)	84.1%	92.0%	95.8%	83.4%	89.1%	83.8%
インドネシア (n=1000)	79.4%	88.0%	97.0%	68.2%	74.6%	79.1%
韓国 (n=1000)	49.1%	74.6%	82.2%	39.6%	71.6%	55.0%
ベトナム (n=1000)	65.3%	84.8%	92.4%	47.6%	75.5%	75.3%
中国 (n=1000)	89.9%	96.5%	96.0%	65.6%	73.4%	87.7%
イギリス (n=1000)	82.2%	89.8%	91.1%	50.7%	78.0%	74.5%
アメリカ (n=1000)	78.1%	88.6%	93.7%	65.7%	79.4%	68.4%
ドイツ (n=1000)	82.6%	83.4%	92.4%	45.9%	66.2%	73.1%

令和元年9月に第11期東京都生涯学習審議会が発足しました。今期の審議テーマは、「東京都が取り組むべき青少年教育の振興方策について」です。平成4年に発足した生涯学習審議会が「青少年教育」を審議テーマに掲げるのは、初めてのことです。

今回の特集では、現代社会において青少年教育が求められる役割とは何かについて、紹介していきます。

日本の「18歳」は何を考えているか～9か国調査より

日本では、普通選挙権の付与や民法の成年年齢の引下げ等の制度改正を通じて、「18歳」に注目が集まっています。では、実際の「18歳」たちは、どのような意識を持っているのでしょうか？そのことを、令和元年11月30日、日本財団が公表した「18歳意識調査（第20回）―社会や国に対する意識調査―」※の結果を紹介することを通じて、考えてみましょう。

※この調査は、インド・インドネシア・韓国・ベトナム・中国・イギリス・アメリカ・ドイツ・日本の計9か国の17～19歳の男女を対象に、インターネットを通じて実施。回答者は、各国1,000名
18歳意識調査「第20回―社会や国に対する意識調査―」日本財団
https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/11/wha_pro_eig_97.pdf

表1を見るとわかるように、日本の回答では、「自分を大人だと思う」が29.1%、「自分は責任がある社会の一員だと思う」が44.8%、「将来の夢を持っている」が60.1%、「自分で国や社会を変えられると思う」が18.3%、「自分の国に解決したい社会課題がある」が46.4%、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」が27.2%と、いずれの質問項目においても9か国の中で他国に大きな差をつけて最下位になっています。

次に表2を見てみましょう。質問項目は、「自分の国の将来について、どう思っているか。」というものです。

表2 自分の国の将来について

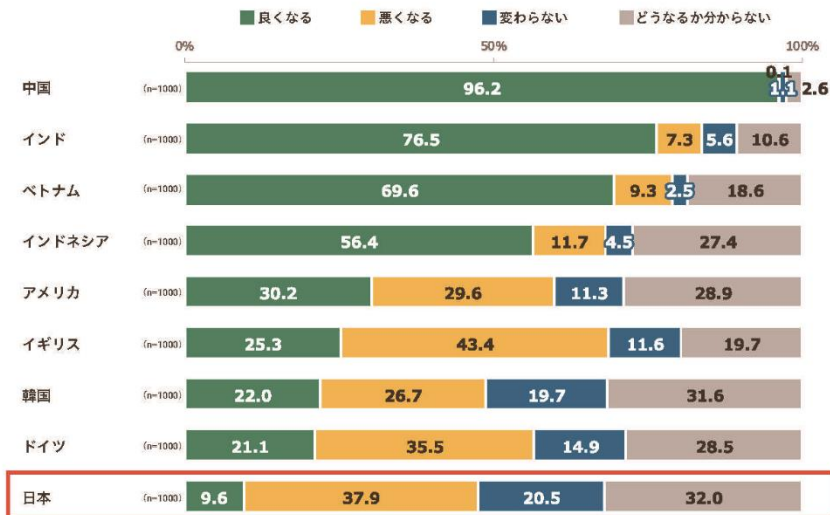


表2を見ても、日本で「良くなる」という回答がわずか9.6%で、9か国中最下位、その一方で「悪くなる」が37.9%でイギリス（43.4%）に次いで2位、「変わらない」（20.5%）、「どうなるか分からない」（32.0%）が9か国中最多の割合になっています。

どうやら日本の青少年たちは、他国の青少年に比べて、自分及び日本の将来にネガティブな評価を持っていることがわかりました。私たちは、この結果をどのように捉え、どのような対応をとっていけばよいのでしょうか。

■ 青少年教育事業への注目

そこで注目されるのは、青少年たちの「モチベーションをいかにして高めるか」ということです。中教審答申では、青少年の生活実態等の現状と課題を以下のように整理しています。

- (1) 生活の夜型化、朝食欠食などの基本的生活習慣の乱れ
- (2) 希薄な対人関係
 - ①子どもへの保護者の関与の度合いの低さ
 - ②地域の大人の青少年へのかかわりの少なさ
 - ③仲間と交流する体験の少なさ
- (3) 直接体験の少なさ
 - ①スポーツ等の体を動かす体験の少なさ
 - ②自然体験の少なさ
- (4) 情報メディアの急速な普及に伴う問題

これらの課題に青少年教育は、どのようにアプローチしていけばよいのでしょうか。それを考え、新しい方向を打ち出していくのが、今回の第11期東京都生涯学習審議会の審議テーマです。

次ページから紹介する事例は、令和元年に開催された第11期東京都生涯学習審議会全体会（第3回）で報告をいただいた中高生を対象とした都内の2つの施設です。これらの事例から、今後の青少年教育の在り方を考えるヒントを得ることができます。

第一に、青少年に学校、家庭以外の「第三の場（サード・プレイス）」をどのように設定するかということです。「第三の場」を言い換えるのであれば、青少年の自己形成を目的とした空間である「居場所」を設定し、社会や他とつながる場にする取組が行われています。

第二に、青少年の「主体性」を導き出し、「自己実現」を図るための方策です。青少年教育は、社会教育の一分野です。教員（教える）－生徒（教わる）関係を前提とした学校教育とは、全く異なった方策で、青少年に関わるのが社会教育に求められています。

本号では、2つの事例を通じて、青少年の自己形成、自己実現を引き出すために、青少年教育施設の職員がどのように青少年たちと関わり、支援しているかについて紹介します。

第11期東京都生涯学習審議会 委員名簿

（任期：令和元年9月26日から令和3年9月25日まで）

青 山 鉄 兵	文教大学人間科学部 准教授	
酒 井 朗	上智大学総合人間科学部 教授	副会長
笹 井 宏 益	玉川大学 学術研究所 教授	会長
土 屋 佳 子	日本社会事業大学 学長プロジェクト室客員准教授	
永 島 宏 子	NPO法人じぶん未来クラブ キャリア教育コーディネーター	
野 口 晃 菜	株式会社 LITALICO 執行役員／LITALICO 研究所 所長	
林 幸 克	明治大学文学部 専任教授	
広 石 拓 司	株式会社エンパブリック 代表取締役	
松 山 亜 紀	株式会社セールスフォース・ドットコム Salesforce.org（社会貢献）ディレクター	
山 崎 順 子	目白大学大学院非常勤講師	

中学生を対象とした施設紹介＜施設の概要＞

文京区青少年プラザ b-lab

1 施設概要

開館 平成 27 年 4 月（文京区教育センターに併設）
 平成 21 年 「(仮称) 青少年プラザ」設置を計画
 平成 22 年 「教育センター等建物基本プラン検討委員会」設置
 平成 22 年～24 年 中学生にアンケートとヒアリングを実施
 平成 25 年 青少年プラザ条例制定
 平成 26 年 公募型プロポーザル方式で、運営業務委託事業者を「認定非営利活動法人カタリバ」に決定



開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで（中学生の利用は午後 8 時まで）
休館日 年末年始、保守点検日（年 1 回程度）
対象 文京区在住、在学の中学生・高校生世代（在勤も含む） 利用者登録必要
主な施設 談話スペース、勉強スペース、多目的スペース、音楽スタジオ、ホール、プレイヤード
利用料金 中学生は無料（ホール、音楽スタジオは区内在住・在勤・在学の大人は有料での予約利用可能）
施設URL <http://b-lab.tokyo/>（Twitter、LINE あり）
所管 文京区教育委員会教育推進部児童青少年課

2 主な事業

- ・施設の貸出
- ・文化・スポーツ事業（中学生が興味を持つ様々な分野の講座）
- ・学習支援事業（各種講座や学習支援イベント「マナビ場」等）
- ・利用者会議、地域交流事業（中学生企画）等



勉強スペース（パソコン、iPad 貸出あり、館内 Wi-Fi あり）

調布市青少年ステーションCAPS

1 施設概要

開館 平成 15 年 「中学生・高校生世代向け児童館」として開館
 市内には他に児童館が 11 館、中学生対象の児童館は CAPS のみ
 平成 19 年 NPO 法人ちようぶこどもネットが受託運営



開館時間 午前 10 時から午後 8 時まで
休館日 第 2・4 月曜日、年末年始
対象 市内の中学校・高等学校に在学、又は在住、在勤している人 利用者登録必要
主な施設 ロビー、音楽スタジオ、ダンススタジオ、クラフトルーム（絵具・工具等）、会議室、スポーツエリア（屋上のバスケット、バレー、サッカーができるコート）、観戦エリア（卓球、ダーツ等あり）、相談室
利用料金 無料
施設URL <http://www.chofu-caps.net/>（Twitter あり）
所管 調布市 子ども生活部 児童青少年課



ダンススタジオ

2 主な事業

- ・施設の貸出
- ・イベント等の開催（音楽、ダンス、クラフト、スポーツ、IT、サブカルチャー（ゲーム等）、学習）
- ・サークルの運営（ソーラン節同好会・軽音部等）
- ・季節イベントの実施
- ・地域交流（地域イベントへの出店・出演、児童館への出張講座等）

中高生を対象とした施設紹介

文京区青少年プラザ b-lab 白田館長にインタビュー

・施設のコンセプトが「中高生の秘密基地」ですが、運営方針を教えてください。

文京区の中学生・高校生が、放課後や休日を自由に過ごすことができる場所として、①「何かやってみようかな」を応援する②様々な人との関わりから社会性を育む③地域の中の自分を自覚するという三つの方針を達成するために、「居場所」と「ステージ」をキーワードとして運営しています。

・どのように施設を周知し、中高生が利用していますか。

広報誌（フリーペーパー「Cha! Cha! Cha!」）を区内在学の全中高生に年2回配布しているほか、区内中学校・高校に、生徒向け広報誌「b-lab たより」及び教員向け広報誌「b-lab 通信」をそれぞれ隔月配布しています。また、区立中学校を対象に、キャリア学習支援事業「出張 b-lab」も行っています。そのような周知を行っている一方で、7、8割の利用者は友達に誘われて来館しています。年間で約 28,000 人の中高生が利用しています。



白田館長（左）
話している高校生は、中学校で実施した「出張 b-lab」でこの施設を知り、年に数回利用しているそうです。

・施設を利用する中高生が、事業（プロジェクト）を企画する側になるきっかけは

何かやってみよう、という中高生を常時公募しており。現在は約 40 名の中高生が、20 ほどのプロジェクト（イベントを企画運営する、プログラミングでゲームを作る等）に取り組んでいます。プロジェクトは一人でも実施可能で、スタッフが利用者の内発的な動機に寄り添い、背中を押すことで動き出す子供たちが多いです。その後もスタッフが一緒に参加することで、挑戦をサポートしています。主体的にやってみよう、と思ったことを実現し、次のアクションにつなげていく連鎖をつくることを意識しています。

・様々な出会いやきっかけがある、ということですね。

b-lab で過ごすうちに世界が広がる利用者がいます。例えば、インターネットを使うために来ていた高校生は、日々 b-lab で過ごす中で、ギターを弾く子、ダンスをする子など、いろいろなことに挑戦する利用者を見てきました。そしてある日、職員に「人と議論するイベントをやってみないかな。」とつづやきました。その一言を職員がすかさず拾い、サポートできる大学生とつなげ、実際にイベントを実現させました。このことを通して、彼の b-lab 利用の幅は、ゲームをすることに加え、他の世界につながったのです。小さなつづやきから広げていく、そのタイミングを見極めることが、職員の専門性として重要なポイントかもしれません。

・恒例のイベントでも、中高生が他の世界とつながる企画がありますか。

例年 12 月に開催している「冬フェス」では、ライブや自作ゲーム体験会等の中高生企画のほかに、今年度は来場した大人やスタッフも参加する全員企画を開催しました。初めて会う 3 名でチームをつくり、自己紹介をする時間を入れ、様々な人との出会いの場とすることができました。

また、中高生のプロジェクト発表会「b-lab award」は、今回は 11 組が発表しました。「活動を通して誰かを happy にできたか」という視点を盛り込んだ発表を行い、中高生がプロジェクトを企画・実施した思いを互いに伝え合うことができました。



冬フェス 2019 ロビーで開催した全員企画

・中高生を支えるために大切なことはなんですか。

「自分が動いても社会は変わらない」と思い、社会と関わることを躊躇する中高生が増えています。だからこそ、この b-lab で、「自分が関わることで、まずは半径 5m を変えられる。」という経験をしてほしいと思っています。

中高生は、安心できる「居場所」と、自ら行動してみる「ステージ」の間を行き来しながら成長していきますが、その動きをスタッフが見極め、支えるということが大切です。大学生・若手社会人のスタッフ（フロアキャスト）をはじめとした多様な支援者が、自身のスキルを生かし、中高生の多様性を受け止め、成長に伴走します。

信頼できる誰かがたくさんいる社会をつくっていく、その 1 つとして、中高生の居場所施設が必要だと思います。

中高生を対象とした施設紹介

調布市青少年ステーションCAPS 平澤館長と北村主任にインタビュー

・施設の特徴を教えてください。

家庭や学校ではない「いばしょ」であることとして、①安全安心に過ごすことができる「居場所」、②活動（音楽、ダンス、クラフト、スポーツ、サブカルチャー等）ができる「活場所」、③自主的にイベントを企画・運営できる「生場所」をコンセプトとして運営しています。

音楽担当やスポーツ担当、IT担当等、専門的な知識をもつスタッフが活動をサポートしていることが特徴です。



北村主任（左）、平澤館長（右）

・利用者は、近隣の中高生が多いですか。

1日の平均利用者数は約80名ですが、自転車で20分圏内に市立・私立中学校3校、都立・私立高校が4校、都立特別支援学校が1校あり、利用者の7、8割がこの近隣の生徒です。目的があって来館していないくても、ロビーでギターをひく、数人でゲームをする、そして何もしなくても居ることができる場所として、自由に過ごしています。

・中高生と接している中で感じることはなんですか。

学校と家庭以外の居場所が少ないと感じています。学校では生徒、家庭では長男等という与えられた役割から離れ、素の自分でいられる場所が必要だと思っています。また、職員から本人が関心ある分野への挑戦を提案しても、「どうせできないからやらない。」という答えが返ってくることも多く、失敗を経験できる場、そして挑戦を面白がれる場も少ないと感じています。

・実際に、中高生が挑戦した事例をご紹介しますでしょうか。

昨年の12月に、ゲームのイベントを開催しましたが、このイベントを企画したのは中学生です。彼はゲームが得意で、ほぼゲームをしに来館していましたが、ある時、館内のイベント企画募集の掲示や、他のイベントを準備する利用者の様子を見たのでしょう、スタッフに企画を申し出ました。館で用意している企画書のフォーマットを渡して作成してもらい、スタッフと一緒に当日までの準備物等を確認しながら進め、実施することができました。しかし、勝ち抜け方式だったため、最初に負けた参加者が楽しそうではなかったことに、彼が気づいたんですね。急遽彼から相談があり、翌日対戦形式を変えて開催することになりました。クチコミですが、初日より多い参加者がありました。他の人の気持ちに気づき、企画を考え直し、実施するという経験となり、最後の挨拶も堂々としたものでした。

・そのように中高生に寄り添うスタッフはどのような方たちですか。

特に資格は問わず、様々な体験や職業を経験しているスタッフ、年齢も幅広いスタッフがいます。中高生の時にCAPSでひたすらダンスをしていたダンス担当のスタッフもいます。誰かがいつもいる場所として中高生と接していますので、毎日の朝会では、常勤・非常勤・アルバイト全てのスタッフで、前日の利用者の様子を共有します。

一人一人を大事にした寄り添い方も重要だと思っています。先に紹介したゲームイベントを企画した中学生には、まず企画書を渡し、彼が作ってきた企画書をもとにスタッフと一緒に作り上げていきましたが、企画書をつくる段階から、スタッフが伴走することもあります。この寄り添い方も、スタッフで話し合いながら進めていきます。

また、臨床心理士がいることも重要なポイントです。利用者との対応についてスタッフが臨床心理士と相談できることで、自信を持って次の対応に生かすことができます。



中高生が企画に参加しているコンサートイベント

・地域とのつながりはありますか。

「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」に参加し、学校、児童相談所、児童福祉施設、警察等を含めて、包括的に地域の子供たちの様子を共有しています。このことにより、CAPSでは対応が難しい中高生を、適切な場所につなげることができています。

また、お祭りに出店する等、地域に出ていくことは、中高生の体験活動の場としての意味もありますが、地域の方や保護者にこの施設を知っていただく機会としても位置付けています。

2 どうきょうの地域教育バックナンバーURL

<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/mishou.html>